

# 御杖村地域防災計画

## 資料編

令和7年3月改訂

御杖村防災会議



# 目 次

<b>1. 自然条件・災害履歴</b>	<b>1</b>
1-1 地形分類図	1
1-2 地盤条件区分図	1
1-3 過去の風水害等	2
1-4 過去の地震災害	8
<b>2. 消防関係</b>	<b>14</b>
2-1 消防団の概要	14
2-2 消防水利設置状況	14
2-3 村内危険物施設	14
<b>3. 防災関連施設・資機材関係</b>	<b>15</b>
3-1 防災拠点施設	15
3-2 防災用資機材等保有状況	16
3-3 消防団備品一覧	18
<b>4. 災害通信関係</b>	<b>20</b>
4-1 防災関係機関連絡先	20
4-2 消防・防災行政放送基地局	22
4-3 非常通信経路	23
4-4 災害時優先電話登録状況	23
<b>5. 被害報告関係</b>	<b>24</b>
5-1 県、国に対する被害状況報告の基準	24
5-2 災害概況即報	26
5-3 被害状況即報	27
5-4 災害年報	29
5-5 被害報告基準	31
<b>6. 輸送関係</b>	<b>33</b>
6-1 緊急通行車両確認証明書及び標章	33
6-2 緊急通行車両確認申請書	35
6-3 緊急通行車両事前届出書	36
6-4 緊急通行車両事前届出済書	37
<b>7. 避難所関係</b>	<b>38</b>
7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所	38
7-2 避難所受入者名簿	40

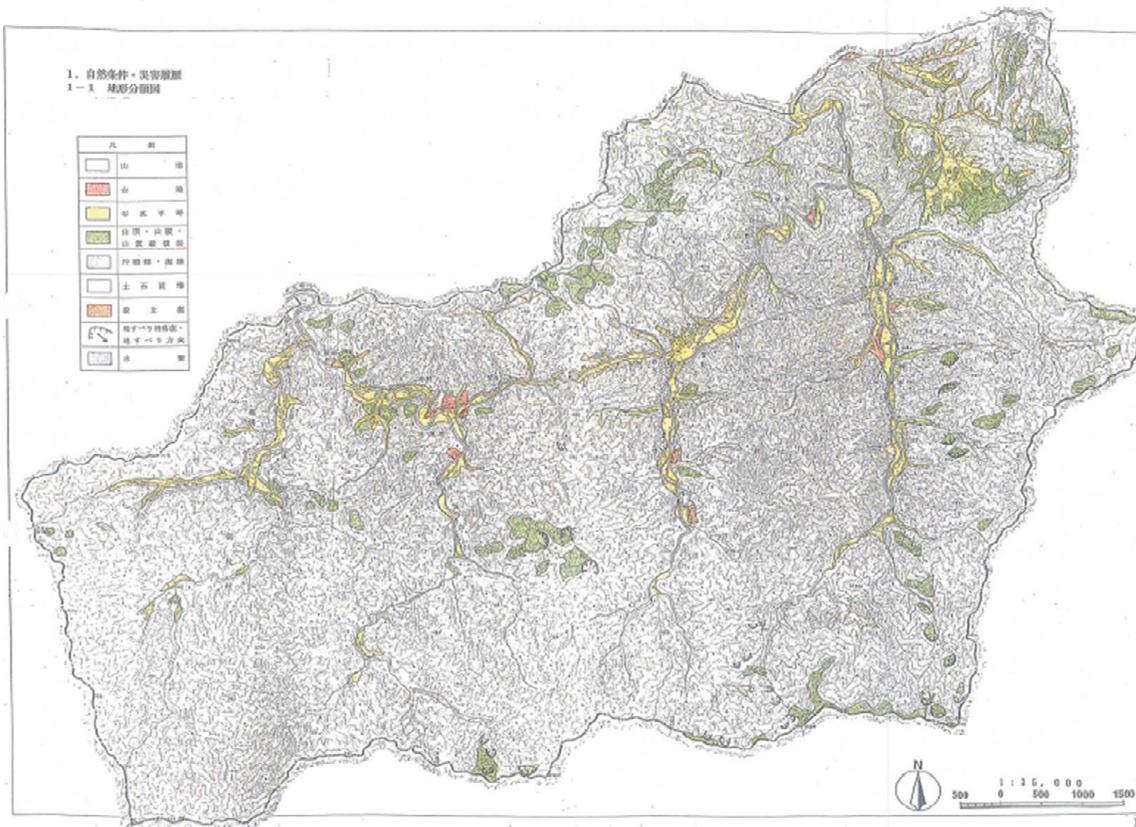
<b>8. 飲料水・食料・生活必需品関係.....</b>	<b>41</b>
8-1 簡易水道普及状況.....	41
8-2 応援給水用機械器具等の保有状況.....	41
8-3 物資供給等に関する協定締結業者.....	42
<b>9. 防疫・保健衛生関係.....</b>	<b>43</b>
9-1 災害時感染症対策用消毒薬等備蓄状況.....	43
9-2 ごみ収集資機材の保有状況.....	43
9-3 し尿収集資機材の保有状況.....	43
9-4 災害防疫完了報告書.....	44
<b>10. 災害派遣関係.....</b>	<b>45</b>
10-1 奈良県消防防災ヘリコプターの支援要請.....	45
10-2 自衛隊の派遣要請.....	47
<b>11. 災害時応援関係.....</b>	<b>49</b>
11-1 応援協定書一覧.....	49
<b>12. 土砂災害警戒区域関係.....</b>	<b>50</b>
12-1 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）.....	50
12-2 土砂災害警戒区域（土石流）.....	55
<b>13. 災害復旧資金・融資関係.....</b>	<b>60</b>
13-1 災害弔慰金・災害障害見舞金.....	60
13-2 災害援護資金の貸付.....	61
13-3 生活福祉資金の貸付.....	62
13-4 母子・父子・寡婦福祉資金.....	63
13-5 被災者生活再建支援金.....	64
13-6 農業災害に対する融資制度.....	66
13-7 林業災害に対する融資制度.....	67
<b>14. り災関係.....</b>	<b>68</b>
14-1 り災証明申請書.....	68
14-2 り災証明書.....	69
<b>15. 災害救助法関係.....</b>	<b>70</b>
15-1 災害救助法の適用基準.....	70
15-2 救助の種類及び実施機関.....	71
15-3 救助の程度と期間.....	72
15-4 災害救助関係整備書類.....	77
<b>16. 関係条例等.....</b>	<b>79</b>

16-1	御杖村防災会議条例.....	79
16-2	御杖村災害対策本部条例.....	81
16-3	御杖村消防団条例.....	82
16-4	御杖村火入れに関する条例.....	86
16-5	災害弔慰金の支給等に関する条例.....	91
16-6	御杖村地域開発指導要綱.....	94

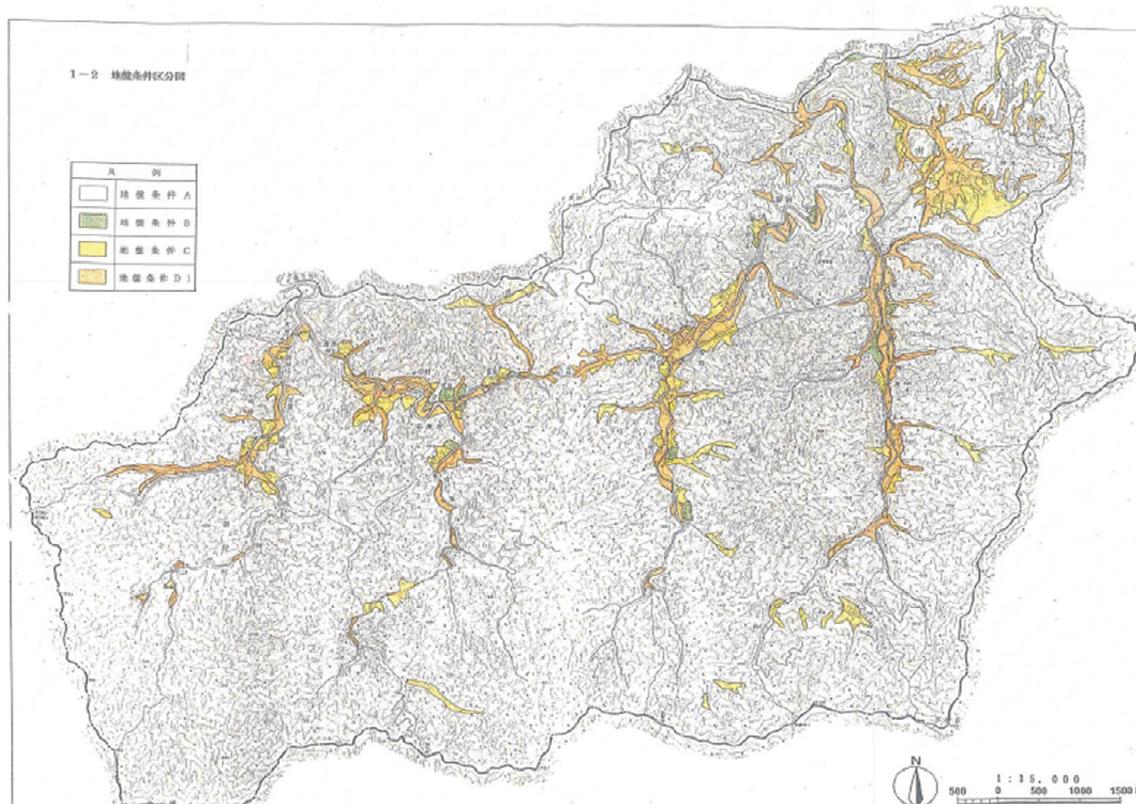


# 1. 自然条件・災害履歴

## 1-1 地形分類図



## 1-2 地盤条件区分図



## 1-3 過去の風水害等

## ■風水害

番号	年月日	気象状況	地域・被害
1	1868(明治元). 7. 3		大洪水・大和川流域の大部分の田野浸水
2	1870(明治3). 9. 18	大風雨	大和川決壊
3	1871(明治4). 7. 4	台風に伴う風雨	奈良県下の被害はそれほど甚大ではない
4	1883(明治16). 9. 11	台風に伴う風雨	奈良県南部で特に大雨
5	1885(明治18). 7. 1	台風に伴う大風雨 5月末日より6月にわたる霖雨と 6月17日の梅雨前線による大雨及 びその後の台風に伴う大雨	大和川流域の洪水 宇陀川筋は洪水のため名張までの橋が皆落ち、また山崩れも数十か所あった
6	1887(明治20). 10. 7	台風性低気圧が本土に接近後、不連続線などを生じて降雨現象を大きくしたもの	奈良県各地に大洪水
7	1888(明治21). 8. 30	台風に伴う暴風雨 奈良県は台風圏の右側にあつたため、水害はなく風害大	奈良県の被害は倒壊家屋291戸、半壊又は大破702戸 倒壊納屋205棟、半壊又は大破514棟 道路大破137か所 圧死者16人、負傷者10人、樹木倒491本等
8	1896(明治29). 8. 30	台風に伴う暴風雨 奈良県は台風圏の右側にあつたため、水害はなく風害大	奈良県の被害は倒壊家屋291戸、半壊又は大破702戸 倒壊納屋205棟、半壊又は大破514棟 道路大破137か所 圧死者16人、負傷者10人、樹木倒491本等
9	1899(明治32). 10. 6	台風性の低気圧に伴う水害名張川上流域平均降水量164.3mm	被害は主として北葛城・磯城郡に甚だしかった
10	1903(明治36). 7. 9	低気圧が梅雨前線を刺激して集中豪雨をもたらした 名張川上流域平均降水量290.3mm	近代に入り最大規模の大洪水 生駒・磯城・北葛城郡に大きな被害を出した
11	1911(明治44). 6. 16	低気圧に伴う降雨	奈良県各所で豪雨禍を生じた 特に八木を中心とする小区域でひどかった
12	1912(大正元). 9. 23	台風に伴う暴風雨 台風は、京阪地方と姫路、岡山との間から舞鶴付近に向かって中国地方を横断 奈良県が測候機関開始以来昭和31年に至るまでのうちで最大風速及び最低気圧を記録し、風勢がきつかった	大和平野では降雨時間の長い割に降水量は少なく、大和川筋は概して水害を免れたが、奈良県の死亡者は51人
13	1913(大正2). 10. 3	台風に伴う暴風雨 台風は和歌山県田辺付近から紀伊半島に上陸し、熊野及び奈良・三重・和歌山の県境を経て、岐阜方面に抜けた	急速に熊野を通過したため暴風雨の継続時間は比較的短く、かつ台風の勢力もそれほど激しくなかったため、被害も比較的僅少
14	1917(大正6). 9. 30	台風に伴う暴風雨 この台風は、潮岬はるか洋上を東進して東海道へ進み静岡県沼津付近に上陸	経路からみると奈良県はかなり離れていたが、勢力が甚だしく、奈良県は近畿地方で最大の被害の発生 特に、水害の影響が大きかった 奈良県の被害は、死亡者25人、負傷者24人、行方不明5人 家屋の全壊73戸、半壊158戸、流失93戸、床上浸水4,641戸、床下浸水9,454戸
15	1918(大正7). 9. 24	台風による洪水 台風が紀伊半島を襲い、奈良県はその暴風圏内に入り多大の雨を降らした	宇陀川流域においても堤防の破損、浸水等多大の損害 奈良県及び宇陀郡の被害は次のとおり ( )内が宇陀郡 家屋の全壊9戸(1戸)、半壊22戸(6戸)、流失4戸(-)、床上浸水662戸(5戸)、床下浸水1,067戸(45戸)、橋梁全部流出59(15)、河川堤防決壊(38所)、埋没田(1,500歩)、浸水田(189,500歩)、浸水畑(5,100歩)、山林崩壊(33

1. 自然条件・災害履歴

番号	年月日	気象状況	地域・被害
			か所)
16	1921(大正10). 9. 25	台風に伴う暴風雨 この台風は奈良県を南から北へ縦貫した極めて珍しい例	平坦部においては特に風勢が猛烈で、主として風害が多く、山間部では風勢よりも雨勢の方が激烈で、河水が汎濫し水害を被った多くの個所で、台風の中心経路の右側は大雨区域に、左側は暴風区域に歴然と分かれた 奈良県及び宇陀郡の被害は次のとおり ( )内が宇陀郡 死亡者5人(一)、負傷者23人(一)、家畜死亡数36(一)、家屋の全壊342戸(22戸)、半壊119戸(12戸)、破損10,582戸(31戸)、他に不詳の郡あり、家屋の流失1戸(一)、小屋全壊473戸(31戸)、小屋半壊170戸(23戸)、小屋破損9,450戸(227戸)他に不詳の郡あり、小屋流失4戸(1戸)
17	1923(大正12). 9. 15	台風による洪水 台風は、和歌山地方から紀伊半島に上陸し、奈良県に入り八木村北方を経て三重県四日市から名古屋南方へ抜けた	県内では暴風による被害はほとんどなかったが、降水量が非常に多く各所(特に大和平野)に洪水を起こした
18	1930(昭和5). 7. 31	台風に伴う豪雨 台風は伊勢湾口に上陸し、三重県を北進	奈良県では豪雨が激しく、奈良県内各地で水害を被った 奈良県及び宇陀郡の被害は次のとおり ( )内が宇陀郡 死亡者5人(一)、負傷者15人(一)、行方不明2人(一)、家屋の全壊22戸(3戸)、半壊81戸(2戸)、流失42戸(一)、浸水6,185戸(36戸)、堤防の決壊219所(60所)、道路の決壊9,229間(一)、田畑浸水3,692村(92村)、橋梁流失139(14か所)、山林崩壊347(18か所)
19	1934(昭和9). 9. 21	室戸台風 四国室戸岬から大阪湾に入り、大阪・神戸の間を経て京都西部を襲った	奈良県も中心経路に近く相当な被害を受けた 奈良県及び宇陀郡の被害は次のとおり ( )内が宇陀郡 死亡者11人(一)、負傷者79人(1人)、家屋の全壊128戸(3戸)、半壊329戸(20戸)、非住家全壊542(8戸)、半壊956(4戸)
20	1950(昭和25). 9. 3	ジェーン台風 台風は室戸岬東方を通過し、淡路島南東端をかすめ、神戸市西方に上陸し、その後若狭湾に抜けた	奈良県は台風の強さの割に痛手を被った 奈良県及び宇陀郡の被害は次のとおり ( )内が宇陀郡 死亡者1人(一)、負傷者61人(一)、家屋の全壊360戸(28戸)、半壊2,082戸(59戸)、流失2戸(一)、床上浸水27戸(10戸)、床下浸水331戸(120戸)、非住家被害3,211戸(546戸)、田流失1,195反(一)、田冠水5,224反(533反)、畑流失470反(一)、畑冠水663反(43反)、道路損壊844間(320間)、橋梁流失173か所(74か所)、堤防決壊197か所(161か所)、被災者概数1,397人(797人)
21	1952(昭和27). 6. 23	ダイナ台風 台風は、四国清水室戸をかすめ紀伊半島南端に上陸し、本州南岸沿いを東北東進した	奈良県の被害は床上浸水4戸、床下浸水101戸、家屋の半壊1戸、一部破壊29戸、河川の決壊・破損255か所、道路損壊598か所、橋梁流失40か所、砂防破損48か所、冠水田707村8反、流水田21村3反、流失畑106村6反、流失畔1,048か所、土砂流入田362村4反等
22	1952(昭和27). 7. 1 ～3	低気圧と前線による降雨	奈良県の被害は家屋の全壊1戸、家屋の半壊6戸、床下浸水142戸、堤防決壊・破損9か所、橋梁流失・破損10か所、道路損壊21か所、山崩れ17か所、冠水田347.7町、冠水畑27町等

1. 自然条件・災害履歴

番号	年月日	気象状況	地域・被害
23	1952(昭和27). 7.10 ～11	梅雨前線の北上による豪雨 特に大和平野(大和川域)での豪雨 が激しく、橿原測候所での観測によ ると、1時間に32.3mmの降水を記録 した	奈良県の被害は負傷者1人、家屋半壊2戸、 床上浸水62戸、床下浸水1,349戸、堤防決壊18 か所、橋梁流失・破損10件、道路損壊34か所、 がけ崩れ及び山崩れ14か所、冠水畑1,787村、 流失畑14村、冠水畑90村等
24	1953(昭和28). 9.25	台風13号に伴う豪雨 台風は潮岬南端をかすめ、紀伊半島 東部へ去った	奈良県は暴風圏よりもむしろ豪雨圏に入っ たため、洪水による相当な被害が発生。奈良県 及び宇陀郡の被害は次のとおり ( )内が宇陀郡 死亡者10人(4人)、負傷者60人(5人)、行方 不明3人(-)、家屋全壊205戸(6戸)、半壊 1,020戸(61戸)、流失92戸(5戸)、浸水12,197 戸(764戸)、田畑流失・埋没3,650村(1,387村)、 冠水10,428村(1,833村)、道路損壊4,904か所 (2,058か所)、橋梁流失676か所(119か所)、堤 防決壊1,123か所(462か所)、がけ崩れ6,441か 所(229か所)
25	1959(昭和34). 9.26	伊勢湾台風 台風は潮岬付近に上陸し、奈良県内 を北東進した 近年最大の災害となる台風	奈良県の被害は死亡者行方不明116人、負傷者 512人 全半壊家屋2,393戸、流失家屋518戸、 浸水家屋10,225戸 田畑流失埋没545ha、道路 損壊863、橋梁流失381、被害額183億円余
26	1961(昭和36). 9.16	第2室戸台 台風は室戸付近より上陸し、阪神間 を北上した	平坦部風害甚大 奈良県の被害は死亡者6人、負傷者186人 全 ・半壊家屋2,662戸、浸水家屋102戸 田畑流 失埋没456ha、道路損壊128か所、橋梁流失34 か所、通信施設178回線、被害額89億円
27	1982(昭和57). 7.31 ～8.3	台風10号と低気圧による暴風雨と 大雨 台風10号は、潮岬の東南海上を北上 し渥美半島を通過 三河湾を経て愛知県に上陸岐阜・富 山・石川県を通り能登半島から日本 海に抜けた 奈良県では特に大雨による影響が 大きく、降雨量は平坦部で160～210 mm、南部山岳地帯では300～950mmに 達した これに続く低気圧の来襲で、平坦部 で130～160mm、南部山岳地帯で135 ～150mmに達する大雨が降り、被害 に追い打ちをかける結果となった 特に大和川流域においては、戦後最 大の雨量を記録し、本支川を問わず はん濫注意水位を超えた	1959年の伊勢湾台風以来の人的・物的両面に わたる大被害 奈良県及び御杖村の被害は次のとおり ( )内が御杖村 死亡者14人(-)、負傷者38人(-)、行方不明2 人(-)、家屋の全壊144棟(-)、半壊272棟(1 棟)、一部破壊716棟(6棟)、床上浸水3,413棟 (-)、床下浸水8,985棟(49棟) 非住家被害1,490棟(2棟)
28	1994(平成6). 9.29	台風26号に伴う大風雨は紀伊半島 に上陸、奈良県を縦断する形で通過	29日21時には奈良市の南南東約50kmで、中心 付近の最大風速は35m中心の南東側220km以 内と北西側150km以内では風速25m以上の暴 風 28日0時から30日0時までの大宇陀の降水量 は90mm
29	2001(平成13). 8.20	台風11号に伴う大風雨は和歌山県 南部串村付近に上陸、その後も太平 洋岸に沿って進んだ	8月20日から22日までの3日間に奈良県上北 山村日出岳で932mmの降水量を観測 また、高知県室戸岬では51.3m/sの最大瞬間風 速を観測 この台風の影響で、大阪管内では、死者(4人) 負傷者(25人)の人的被害や、半壊(1棟)、一 部破損(20棟)
30	2008(平成20). 8.26	平成20年8月末豪雨	8月26日から31日にかけて各地区で下記のよ

1. 自然条件・災害履歴

番号	年月日	気象状況	地域・被害
		低気圧が東シナ海を進み九州南部に接近した これに伴い、西日本の太平洋側を中心に暖かく湿った空気が中瀬れ込大雨となった	うな大雨となった 8月26日奈良県上北山村日出岳209.5mm 8月27日徳島県南村日和佐234.5mm 8月28日愛知県豊橋市豊橋226.0mm 8月29日愛知県岡崎市岡崎263.5mm
31	2009(平成21). 8. 8	台風9号は四国、紀伊半島の南海上を通り東海地方、関東の南海上を通過して、日本の東海上へ進んだ	8月8日から11日にかけて台風9号は周辺の湿った空気の影響により、総雨量が四国の多いところで700mmを超え徳島県、香川県、兵庫県、岡山県の一部では、8月の月間雨量平均値の2倍を超える記録的な大雨となった 10日主な日雨量としては、徳島県長村木頭461.0mm、奈良県上北山村日岳136.5mmを記録
32	2011(平成23). 9. 1	台風12号による大雨と強風 台風12号は、9月3日10時前に高知県東部に上陸した 上陸後もゆっくり北上を続け3日18時頃に岡山県南部に再上陸、中国地方を北上して4日未明に山陰沖に抜けた	8月30日から9月4日にかけて、この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が流れ込んだため、日本各地で大雨が降った 特に、紀伊半島での雨量が多く、降り始めの総雨量が奈良県上北山村で1808.5mm、十津川村で1358.5mmを観測するなど記録的な大雨となった また、3日1時29分までの1時間に上北山村で55mmの非常に激しい雨を観測した 台風による最大瞬間風速は、3日0時23分に十津川村風屋で南西の風29.5メートルを観測するなどの強風が吹いた この台風の影響で、奈良県では死者14名が出たほか、行方不明者10名、負傷者6名、住宅の全壊49棟、半壊69棟、一部破損14棟、床上浸水13棟、床下浸水38棟などの被害のほか、山崩れ・崖崩れによる河道閉塞が発生した

## ■雪害履歴一覧

番号	年月日	気象状況	地域・被害
1	1877(明治10)．3．3 ～11	大雪	大和国は稀なる大雪で、街道は往く処として2尺7～8寸(85cm)の積雪ならざる地なし。
2	1883(明治16)．2．7	大雪	大和平野各地で1尺余り(30cm余)の積雪
3	1907(明治40)．2．11	大雪	吉野宇陀の山岳地帯は多い
4	1931(昭和6)．2．10	低気圧が東海道沖を東進し9日夜から10日朝にかけて大雪となった 明治40年2月以来の大雪、八木20cm、奈良17cm、上之郷42cm、吉野山29cm、寺垣内14cm、小森27cm	県全域に被害。樹木の折損、倒木、家屋の破壊、農作物の被害、電灯、電話の切断、各々被害甚大
5	1946(昭和21)．3．10	低気圧が太平洋岸沿いに東進し10日2時頃から大雪となる。八木18cm、奈良15cm、上之郷20cm、上市20cm、垣内6cm、小森10cm	県全域に被害 立木、電灯線の被害
6	1951(昭和26)．2．14	九州南にあった低気圧が東進したため大雪で明治30年以來の記録となった 八木20cm、奈良22cm、南之庄51cm、大淀33cm、寺垣内50cm	県全域に被害 交通、通信、電力関係に大災害 山林、竹林大被害 奈良県としては未曾有の大雪害 宇陀郡榛原では39cm、曾爾では32cmなどを記録
7	1963(昭和38)．3．12 ～13	本州南岸沿いを東進した低気圧のため山間地で30～80cm、平野部で10～20cmの大雪	中部山間地域に被害 山林被害15億円 農作物被害1億5千余万円、その他交通、通信、電力関係に相当の被害
8	1965(昭和40)．3．16 ～17	発達した低気圧が四国紀伊半島沖を東進したため県内全般雨又は雪となり降水は3月の最多を記録	中部山間地域に被害 水分の多い雪のため被害が発生 山林被害24,394ha、農作物約23万円 通信線切断、送電障害の被害大
9	1968(昭和43)．2．15 ～16	紀伊半島沖を東進した低気圧のため、平野部で10cm、山間部で20～50cmの大雪	県全域に被害 山林被害35億円、農作物被害5,700万円、その他送電線、通信線などの被害大
10	1981(昭和56)．3．1 ～2	東シナ海から東進して来た低気圧は本州南海上を東北東に進み、一方大陸からは寒気を伴った優勢な高気圧が南下	県北部に被害 農産被害15,405千円、畜産被害1,725千円、農林産業施設2,000千円
11	1987(昭和62)．3．23	低気圧が発達しながら南海上を東進したため大雪	県全域に被害 スギ・ヒノキの折損、倒伏による被害9,614百万円
12	1990(平成2)．1．31 ～2.1	1月31日から2月1日午前中にかけて低気圧が東進、大雪 1日9時の奈良の積雪21cmは1953年の統計開始以来第1位	県北・中部地域に被害 ビニールハウスの倒壊、農作物などに大被害、軽傷3、農産被害2,195百万円

## ■雷災履歴一覧

番号	年月日	気象状況	地域・被害
1	1961(昭和36). 7. 9	ひょうを伴う大雷雨	北部地域に被害 落雷により死亡者1人
2	1961(昭和36). 8. 21	強雷雨	北部地域に被害 御杖村で死傷者3人、生駒村で一部浸水家屋あり
3	1963(昭和38). 7. 28	近畿全体に発雷があり、県内では13時頃から15時頃の間が発生して北上	奈良盆地で被害 15時10分頃橿原市橿原球場に落雷、観客1名負傷
4	1976(昭和51). 7. 26 ～28	上空に寒気が流入し、燃雷が発生した 28日17時の時間雨量は田原本で77mm、天理で65mm	北部地域に被害 28日は国鉄、近鉄の一部が一時不通となり、停電は約3万戸に上り、天理市及び田原村を中心として約4,200戸が浸水
5	1991(平成3). 7. 27	大気不安による強雷雨 大宇陀1時間降水量43mm 24時間降水量95mm	北・東部地域に被害 負傷者1人 住家被害半壊1棟、床上浸水4棟、床下浸水45棟 河川損壊71か所、道路損壊63か所

## 1-4 過去の地震災害

番号	西暦 年月日	日本歴 年月日	震央(東経・北緯) 震災の強い地方名	マグニ チュード	地域・被害
1	599. 5. 28	推古 7. 4. 27	大和	7.0	倒壊家屋を生じた 『日本書紀』に「地震神を祭らしむ」とある
2	734. 5. 18	天平 6. 4. 7	—		被災地域は畿内・七道諸国に及び、天下の 百姓廬舎倒潰、圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、 地割れが無数に生じた
3	827. 8. 11	天長 4. 7. 12	1353/4 35.0° 京都	6.5 ~7.0	舎屋多く潰れ、余震が翌年6月まであった
4	856. -. -	斉衡 3. 3.	京都	6.0 ~6.5	京都及びその南方で屋舎破潰し、仏塔傾く
5	881. 1. 13	元慶 4. 12. 6	京都	6.4	宮城の垣牆・官庁・民家の類損するもの甚 だ多かった
6	890. 7. 10	寛平 2. 6. 16	京都	6.0	家屋傾き、ほとんど倒潰寸前のものがあつ た
7	922. -. -	延喜22. -. -	紀伊		浦浦津波、玉石出ず 正史に見当らず
8	934. 7. 16	承平 4. 5. 27	京都	6.0	午刻に地震2回、京中の築垣多く転倒す
9	938. 5. 22	承平 8. 4. 15 (天慶1)	135.8° 35.0° 京都・紀伊	7.0	宮中の内膳司類れ死亡者4人、その他東西 両京の舎屋、築垣倒れるもの多く、堂塔仏 像も多く倒れる。余震極めて多し
10	976. 7. 22	天延 4. 6. 18 (貞元1)	135.8° 34.9° 山城・近江	6.7~	両京で屋舎・諸仏寺の転倒多く、死亡者50 人以上 余震極めて多し
11	1038. -. -	長暦 1. 12. -	135.6° 34.3° 紀伊		高野山中の伽藍・院宇転倒するもの多し
12	1041. 8. 25	長久 2. 7. 20	京都		法成寺の鐘楼転倒す
13	1070. 12. 1	延久 2. 10. 20	135.8° 34.8° 山城・大和	6.0 ~6.5	東大寺の巨鐘の鈕切れ落つ 京都では家々の築垣損ず
14	1091. 9. 28	寛治 5. 8. 7	135.8° 34.7° 山城・大和	6.4	京都法成寺の仏像倒れ、その他の建物・仏 像にも被害 大和国金峯山金剛蔵王宝殿破損
15	1093. 3. 19	寛治 7. 2. 14	京都	6.0 ~6.3	被災地域は京都中心 ところどころの塔破損
16	1096. 12. 17 [南海トラフ]	嘉保 3. 11. 24 (永長1)	137~138° 333/4~341/4 畿内・東海道	8.0 ~8.5	大極殿小破、京都では震動の割に被害僅少 東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺廻廊転倒 近江の勢多橋落つ 余震多し
17	1099. 2. 22 [南海トラフ]	承德 3. 1. 24 (康和1)	135~136° 32.5~33.5° 南海道・畿内	8.0 ~8.3	興福寺西金堂・塔小破、大門と廻廊転倒 土佐で田千余町(約1,000ha)みな海に沈む
18	1177. 11. 26	治承 1. 10. 27	135.8° 34.7° 大和	6.0 ~6.5	東大寺大仏の螺髪及び巨鐘落ち印蔵の丑 寅の角類れ落つ 京都にても地震強し
19	1185. 8. 13	元暦 2. 7. 9 (文治1)	135.8° 35.0° 山城・大和	7.4	京都の震害とくに大 社寺・家屋の倒潰破壊多く死亡者多数 宇治橋落つ 唐招提寺では千手観音破損し、中門が転倒
20	1245. 8. 27	寛元 3. 7. 27	京都		壁・築垣・所々屋、破損個所多し
21	1317. 2. 24	正和 6. 1. 15 (文保1)	135.8° 35.0° 京都	6.5 ~7.0	1月3日に京都に強震 多くの余震を伴ったが1月5日大地震と

1. 自然条件・災害履歴

番号	西暦 年月日	日本歴 年月日	震央(東経・北緯) 震災の強い地方名	マグニ チュード	地域・被害
					なる 白河辺の人家ことごとく潰れ死亡者5人 清水寺火を發し塔と鐘樓を焼く 余震多い
22	1350. 7. 6	正平 5. 5. 23	135. 8° 35. 0° 京都	6. 0	祇園社の石塔の九輪が落ち砕けた 余震が7月初旬まで続いた
23	1361. 8. 1	正平16. 6. 22	畿内諸国		この月18日より京都付近に地震多く、この 日の地震で法隆寺の築地多少崩れる 23日も地震あり
24	1361. 8. 3 [南海トラフ]	正平16. 6. 24	135. 0° 33. 0° 畿内・土佐・阿波	81/4 ~8. 5	摂津四天王寺の金堂転倒し、5人圧死、山 城東寺の講堂傾く 奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺 の九輪大破、回廊転倒 その他、諸寺諸堂に被害が多し また津波による被害や余震多し
25	1369. 9. 7	正平24. 7. 28	京都		東寺の講堂傾く
26	1425. 12. 23	応永32. 11. 5	135. 8° 35. 0° 京都	6. 0	築垣多く崩れる この日終日震う
27	1449. 5. 13	天安16. 4. 12 (宝徳1)	135. 3/4° 35. 0° 山城・大和	53/4 ~6. 5	10日から地震あり 興福寺の築地が崩れた 京都の仙洞御所傾き、東寺では築地壊れ、 南大門など破損 余震は7月まで続く
28	1456. 2. 14	康正 1. 12. 29	紀伊		熊野神社の宮殿・神倉崩れる 京都で強震
29	1466. 5. 29	文正 1. 4. 6	奈良		天満社・糺社の石灯籠倒る
30	1494. 6. 19	明応 3. 5. 7	135. 7° 34. 6° 奈良	6. 0	東大寺等破損 矢田庄の民家多く破損、余震翌年に及ぶ
31	1510. 9. 21	永正 7. 8. 8	135. 6° 34. 6° 摂津・河内	6. 5 ~7. 0	河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺潰れ、摂津 四天王寺の石の鳥居、金堂の本尊も大破。 大阪で潰死者あり 余震70余日続く 奈良での被害は小さい
32	1552. -. -	天文21. 11. -	紀伊		石垣を崩すという
33	1579. 2. 25	天正 7. 1. 20	135. 5° 34. 7° 摂津	6. 2	四天王寺の鳥居崩れ、少々家屋のつかい離 る 余震3日にわたる
34 ◎	1586. 1. 18	天正13. 11. 29	136. 9° 36. 0° 畿内・東海・ 東山・北陸諸道	7. 8± 0. 1	飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ、帰雲山城 埋没し、多数圧死 越中・大垣・尾張・近江長浜・京都など被 害は広域に及び、阿波にも地割れを生じた という 奈良興福寺築地崩れる 余震は翌年まで続く
35 ◎	1596. 9. 5 伏見 桃山地震	文禄 5. 7. 13 (慶長1)	135. 6° 34. 7° 京都及び畿内	71/2± 1/4	京都三条より伏見に至る間の被害多く、伏 見城の天守大破、石垣崩れ、上臈73人・中 居下女500余人圧死 奈良では興福寺・唐招提寺・法隆寺・海竜 王寺など大被害 全体で死亡者1,500人余 余震は翌年4月まで続いた

1. 自然条件・災害履歴

番号	西暦 年月日	日本歴 年月日	震央(東経・北緯) 震災の強い地方名	マグニ チュード	地域・被害
36	1605. 2. 3 慶長地震	慶長 9.12.16	A 138.5° 33.5° B 134.9° 33.0° 東海・南海・ 西海諸道	7.9	2つの地震A・Bが生じたものと考えられる 震害の記録は淡路島安坂村千光寺の講堂 倒れ、仏像が飛散したとあるのみ 津波は犬吠岬から九州までの太平洋岸に 来襲して、各地で死亡者を多数出し、家屋 流失も多し
37	1618. 9.30	元和 4. 8.12	京都		不動院大破する。『京都府寺誌稿』による
38 ◎	1662. 6.16 大溝地震	寛文 2. 5. 1	136.0° 35.2° 山城・大和・ 河内・和泉・ 摂津丹後・若狭 ・近江・美濃・ 伊勢・駿河・ 三河・信濃	71/4 ~7.6	比良岳付近の被害が甚大 彦根・膳所・亀山・小浜・篠山・桑名・高 須・大阪・水口・伏見・高槻・岸和田・淀 (山城)・尼ヶ崎などの諸城では石垣・櫓・ 塀・多門などにさまざまな被害あり 合計で死亡者880人余、家潰約4,500戸 奈良では2日間に約40回の地震とある 花折断層あるいは琵琶湖西岸断層の活動 に帰する説がある
39	1664. 1. 4	寛文 3.12. 6	京都・山城	5.9	二条城及び伏見の諸邸破損 洛中築垣ところどころ崩る
40	1664. 8. 3	寛文 4. 6.12	紀伊熊野		新宮丹碓城の松の間崩る 和歌山有感
41	1665. 6.25	寛文 5. 5.12	京都	6.0	二条城の石垣12~13間崩れ、二の丸殿舎な ど少々破損す
42 ◎	1707.10.28 宝永地震 [南海トラフ]	宝永 4.10. 4	135.9° 33.2° 五畿七道	8.4	わが国最大級の地震の1つ 家屋倒潰地域は、駿河中央部・甲斐西部・ 信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・ 播磨・大聖寺・富山、及び中国・四国・九 州に及ぶ。被害全体はつかみにくい、確 かな死亡者は5,000余、流失家屋1.8万、潰 家約5.9万など 大和国では死亡者63人、潰家3,219 興福寺・法華寺ほか多くの寺で被害
43	1731.11.13	享保16.10.14	近江八幡・刈谷		近江八幡で青屋橋石垣損じ、刈谷で本城厩 前の堀5間倒る 福井・伊勢・名古屋・京都・池田枚方・和 歌山・江戸・八王子有感
44	1740. 7.20	元文 5. 6.27	奈良・畿内		奈良で鳥居1つ倒る 池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐有感
45	1751. 3.26	宝暦 1. 2.29 (寛延4)	135.8° 35.0° 京都	5.5 ~6.0	諸社寺の築地や町屋など破損 土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れあるいは損あ り 鳥取・金沢・大阪・池田・伊勢・長浜有感 余震多く5~6月に至ってやむ
46	1753. 2.11	宝暦 3. 1. 9	京都		洛中の築地等に小被害 池田・伊勢・鳥取で有感
47	1764.10.29	明和 1.10. 5	伊勢		伊勢で大地震、所々破損というも、内院は 無事 京都で強く感じ、大阪で長く感ずる
48	1778.11.25	安永 7.10. 7	136.0° 34.0° 紀伊	6.0	尾鷲・奈良吉野郡で石垣・山・道崩る
49	1819. 8. 2	文政 2. 6.12	136.3° 35.2°	71/4	近江八幡で潰家82、半潰160、死亡者5人

1. 自然条件・災害履歴

番号	西暦 年月日	日本歴 年月日	震央(東経・北緯) 震災の強い地方名	マグニ チュード	地域・被害
◎			伊勢・美濃・ 近江	±1/4	琵琶湖の西北岸大溝でひどく、町屋損ぜざるはないという 名古屋・犬山・四日市・京都などの他、金沢・敦賀・出石・池田・大阪・大和郡山などでも被害あり 春日社の灯籠8分どおり倒れる
50	1830. 8. 19	文政13. 7. 2 (天保1)	135.6° 35.1° 京都及び隣国	6.5± 0.2	烈震地域は京都市内に限られる 京都での死亡者280人、傷者1,300人、宇治橋半ば落つ 有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・氷見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ 余震は非常に多く2日に400回、3日に600回、4日100回という記事も見え、翌年に及んだ
51 ◎	1854. 7. 9 伊賀上野 地震	嘉永 7. 6. 15 (安政1)	136.0° 34.8° 伊賀・伊勢・ 大和及び隣国	71/4 ±1/4	伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きく、とくに伊賀上野は壊滅的な被害 全体で死亡者千数百人、潰家約5000戸 奈良では死亡者450～520人、潰家750～850戸 春日社、又は寺々の灯籠残らず倒れたという。
52 ◎	1854. 12. 23 安政東海 地震 [南海トラフ]	嘉永 7. 11. 4 (安政1)	137.8° 34.0° 東海・東山・ 南海諸道	8.4	被害地域は関東から近畿に及び有感範囲は東北から九州東北半に及ぶ この地震による居宅の潰・焼失は3万軒に達すると思われるが、死亡者は2,000～3,000人
53 ◎	1854. 12. 24 安政南海 地震 [南海トラフ]	嘉永 7. 11. 5 (安政1)	135.0° 33.0° 畿内・東海・ 東山・北陸・ 南海山陰・ 山陽道	8.4	この地震は前の地震の32時間後に起きた そのため近畿地方及びその周辺での被害や津波の様子を古文書からはっきりと2つに区分できないものが多い 奈良では春日社石灯籠多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日社家町で潰家あり
54	1855. -. -	安政 2. 3. -	尾鷲		馬越峠茶屋崩壊
55	1858. 8. 24	安政 5. 7. 16	紀伊		田辺で瓦落ち壁が崩れた家あり 昼四ツと夜八ツの2回地震。広島・岡山・丸亀・赤穂・宮津・近江八幡・岐阜養老郡・伊勢・大阪・京都・水口で有感
56	1899. 3. 7	明治32. 3. 7	136.1° 34.1° 紀伊半島南東部	7.0	被害の中心は奈良県南東部と三重県南部 奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大 死亡者は三重県で7人だが奈良県は0 春日社石灯籠87倒れる
57	1903. 7. 6	明治36. 7. 6	136.5° 35.0° 三重県菰野付近	5.7	菰野で警察の壁、その他家屋に小破損あり
58	1906. 5. 5	明治39. 5. 5	135.3° 33.9° 紀伊中部	6.2	御坊・湯浅で壁に亀裂、田辺で瓦の墜落、有田郡八幡村で土堀破損し、本宮で落石等小被害
59	1936. 2. 21 河内大和 地震	昭和11. 2. 21	135.7° 34.6° 大和・河内	6.4	奈良・大阪両府県の境で震動が強かった。 全壊家屋が少なく、とくに被害の集中した町村はない 震央付近に地鳴りがあり、地面の亀裂もと

1. 自然条件・災害履歴

番号	西暦 年月日	日本歴 年月日	震央(東経・北緯) 震災の強い地方名	マグニ チュード	地域・被害
					<p>ころどころに見られた 死亡者は大阪府で8人 奈良県では死亡者1人 家屋の全半壊148戸、小さながけ崩れあり。 法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷な どの被害あり 余震多数 余震分布から大和川断層の活動と考えら れる 八木で震度V</p>
60 ◎	1944. 12. 7 東南海地震 [南海トラフ]	昭和19. 12. 7	136. 6° 33. 8° 東海道沖	7. 9	<p>被害は静岡・愛知・岐阜・三重の各県に多 く、滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫の各 県にも小被害があった 文献により被害実数が著しく異なる 全体で死者998(872)人、重傷3, 059(1, 859) 人、住家全壊26, 130(13, 586)戸、半壊 46, 950(11, 854)戸、流失3, 059(約3, 000) 戸といわれる。震源からの距離に関係なく 沖積地・埋立地に被害大 奈良では死亡者3人、傷者1人、全壊89戸 橿原で震度V</p>
61	1945. 1. 13 三河地震	昭和20. 1. 13	137. 0° 34. 7° 愛知県南部	6. 8	<p>被害は大きく全体で死亡者1, 961(1, 180)、 重傷896(521)、住家全壊5, 539(3, 046)、半 壊1万1, 706(2, 278)、非住家全壊 6, 603(1, 489)、半壊9, 976(1, 218)(かっ こ内は別の文献による)で、とくに渥美湾岸 の幡豆郡の被害が大きかった 深溝断層を生じ、断層の上盤で被害が大き いことが注目された</p>
62 ◎	1946. 12. 21 南海地震 [南海トラフ]	昭和21. 12. 21	135. 6° 33. 0° 南海道沖	8. 0	<p>被害は中部地方から九州にまで及んだ。全 体で死亡者1, 330(1, 362)人、(傷者2, 632人 不明102人)家屋 全壊11, 591(11, 506)戸、 半壊23, 487(21, 972)戸、流失1, 451(2, 109) 戸、(浸水33, 093戸)、焼失2, 598(2, 602)戸 奈良県では傷者13人、全壊約140戸、春日 大社石灯籠約300基倒れる 橿原で震度V</p>
63	1948. 6. 15	昭和23. 6. 15	135. 4° 33. 8° 和歌山県南部	6. 7	<p>和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死 亡者2人(十津川署管内) 家屋倒壊60戸、地滑り・がけ崩れなど 奈良市では被害はなかったが、春日大社な どの石灯籠3基倒れる プレート境界地震か 橿原で震度IV</p>
64	1950. 6. 26	昭和25. 4. 26	135. 7° 33. 9° 奈良県南部	6. 5	<p>三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈 良県十津川村などでも民家半壊1戸など の小被害 春日大社の石灯籠10基倒れる 震源の深さ40km プレート境界地震か 奈良で震度IV、八木でIII</p>
65	1952. 7. 18 吉野地震	昭和27. 7. 18	135. 8° 34. 5° 奈良県中部	6. 8	<p>和歌山・愛知・三重・岐阜石川の各県でも 小被害があった 奈良春日社の石灯籠約1, 600のうち650が</p>

1. 自然条件・災害履歴

番号	西暦 年月日	日本歴 年月日	震央(東経・北緯) 震災の強い地方名	マグニ チュード	地域・被害
					倒壊した 震源がやや深いために、被害のあった区域 が広がっている 奈良県では死亡者3人、傷者6人、全壊1 戸 橿原で震度IV
66	1973. 11. 25	昭和48. 11. 25	135.3° 33.5° 和歌山県西部	5.9	和歌山で傷2 同日同じ地点にかなりの地震があったが、 被害はなかった
67	1987. 5. 9	昭和62. 5. 9	135.2° 34.1° 和歌山県北東部	5.6	屋根瓦の破損、壁の亀裂などの被害が震源 地付近に発生
68	1990. 1. 11	平成 2. 1. 11	135.6° 35.1° 滋賀県南部	4.9	最大震度はIV(奈良)、東海道新幹線が一時 ストップし、京都でビルの窓ガラスが割れ た
69	1995. 1. 17 兵庫県南部 地震	平成 7. 1. 17	135.0° 34.6° 兵庫県南東沿岸	7.2	超近代過密都市を襲った直下型地震。1949 年制定以来初めて、神戸市を中心とした阪 神地域及び淡路島北部に震度Ⅶの激震地 が指定された 全体で死亡者6279人、倒壊家屋192,706棟 に及ぶ 奈良は震度IV 奈良県内の被害は傷者12人 建物の一部損壊15件など比較的軽微
70	2000. 10. 31	平成12. 10. 31	136.3° 34.3° (三重県南部)	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断があ った。負傷者6人。奈良県でも南部で一部 落石、崩土があった。奈良県の震度IV。
71	2004. 9. 5 19:07	平成16. 9. 5	136.8 33.0 (三重県南東沖)	7.1	下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新 宮市で震度Ⅴ弱。奈良県、岐阜県、愛知県、 三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌 山県で震度IV 奈良県では、一部で道路の落石及び小規模 崩土があった。
72	2004. 9. 5 23:57	平成16. 9. 5	137.1 33.1 (三重県南東沖)	7.4	沈み込むフィリピン海プレート内での地 震。下北山村並びに三重県及び和歌山県 の一部で震度Ⅴ弱。奈良県、三重県、和歌山 県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋 賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫 県の一部で震度IV 奈良県では、負傷者6人。
73	2004. 9. 7	平成16. 9. 7	137.1 33.1 (三重県南東沖)	6.4	上記地震の余震。下北山村並びに静岡 県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部 で震度IV 人的物的被害なし。

注) 番号欄の◎は、「新編日本被害地震総覧・増補改訂版」(宇佐美龍夫著、東京大学出版会、1996年)に震度分布図があり、御杖村が震度5弱以上の範囲に含まれている地震

## 2. 消防関係

## 2-1 消防団の概要

## (1) 御杖村消防団員数

分団名	管轄区域	実員数
本 部		4人
第1分団	神末地区	22人
第2分団	菅野地区	15人
第3分団	土屋原・桃俣地区	13人
計		50人

(令和7年4月1日現在)

## (2) 消防団施設

分団名	所在地	管轄区域	構 造
第1分団本部屯所	神末618	神末地区	鉄骨2階建
第2分団本部屯所	菅野1693-4	菅野地区	鉄骨2階建
第3分団本部屯所	土屋原1251-2	土屋原・桃俣地区	鉄骨2階建

(令和7年4月1日現在)

## (3) 消防団車輛保有状況

分団名	車 種	ポンプ性能(級)	台 数
本 部	指揮広報車		1
第1分団	消防ポンプ自動車	A-2	1
	小型動力ポンプ付積載車	B-2	1
第2分団	消防ポンプ自動車	A-2	1
	小型動力ポンプ付積載車	B-2	1
第3分団	消防ポンプ自動車	A-2	1
	小型動力ポンプ付積載車	B-2	1
計			7

(令和7年4月1日現在)

## 2-2 消防水利設置状況

大字名	防火水槽		自然水利		その他水利
	有蓋	無蓋	河川	水路	
神 末	20	27	32	0	3
菅 野	18	10	20	2	1
土屋原	15	9	12	1	1
桃 俣	2	3	23	2	
合 計	55	45	87	5	5

(令和7年4月1日現在)

## 2-3 村内危険物施設

区 分	施 設 名
地下タンク貯蔵所	御杖温泉「姫石の湯」
給油取扱所(営業用)	水口石油
給油取扱所(自家用)	東和開発株式会社

(令和7年4月1日現在)

## 3. 防災関連施設・資機材関係

## 3-1 防災拠点施設

拠点名称	対象地域	施設名称	所在地	電話番号
災害対策本部	全村域	御杖村役場	菅野368	95-2001
情報通信拠点	全村域	御杖村役場	菅野368	95-2001
情報通信地域拠点 (災害対策本部支所)	神末地域	消防団第1分団本部屯所	神末618	95-2609
	菅野地域	消防団第2分団本部屯所	菅野1693-4	95-3019
	土屋原地域	消防団第3分団本部屯所	土屋原1254-2	95-3151
	桃俣地域	消防団第3分団予備屯所	桃俣720-1	95-2374
医療救護拠点	全村域	御杖村国民健康保険診療所	菅野1581	95-6010
輸送拠点	全村域	御杖村山村開発センター	菅野368	95-2004
食料供給拠点	全村域	東宇陀学校給食センター	菅野368	95-2213
ボランティア拠点	全村域	御杖村老人福祉センター	菅野2063	95-2828
ヘリコプター受入地	全村域	御杖村民運動場	土屋原1717	95-3226
		御杖小中学校運動場	菅野2470	95-2011
		旧御杖小学校運動場	菅野47	

## 3-2 防災用資機材等保有状況

## (1) 災害対策本部用備蓄備品（配備場所：役場内防災倉庫）

No.	資機材名	仕様・規格・性能	数量	単位
1	発電機	定格出力：1.6kVA	5	台
2	発電機	定格出力：2.4kVA	1	台
3	コードリール	コード延長：30m コンセント数：3口	6	台
4	ハロゲンライト	電線長：5m以上(アース付) 最大伸長：2.0m以上	6	台
5	標識ロープ(トラロープ)	9mm×100m	3	組
6	ガソリン携行缶	容量：20ℓ	7	個
7	LED ランタン	明るさ：280ルーメン	10	個
8	拡声器	定格出力：6W 使用電源：乾電池	10	個
9	ラジオライト	AM/FM ラジオ・LED ライト	7	個
10	ポケットラジオ	使用電源：乾電池	10	台
11	水中ポンプ		1	台
12	伸縮式はしご	伸縮幅：約1.0m～3.8m 耐荷重：100kg以上	1	脚
13	簡易トイレ用便座	組立式	5	個
14	パック毛布	難燃性アクリル系	50	枚
			50	枚
			100	枚
15	段ボールベッド		100	個
16	簡易目隠しテント		20	台
17	簡易組み立て便座		20	台
18	避難所用間仕切りテント		100	張
19	毛布	難熱性ポリエステル	100	枚
20	シュラフ		100	枚
21	非接触式電子温度計		10	個
22	LED バルーン照明機		4	台
23	LED ランタン		50	台
24	インバーター発電機		1	台

(令和7年4月1日現在)

## (2) 災害対策本部用備蓄消耗品（配備場所：役場内防災倉庫）

No.	資機材名	仕様・規格・性能	数量	単位
1	抗菌飲料水袋	容量：16ℓ	20	個
2	非常用ローソク		100	個
3	吸水土のう	吸収材：高吸収性ポリマー	200	枚
4	災害用食器セット(100人用)	カップ×100、丼×100 フォークスプーン×100	1	セット
5	簡易トイレセット	薬剤・排便収納袋・ポリひも	2	セット
6	吸水土のう	吸水材：高吸収ポリマー	50	枚
7	灯油缶詰	内容量：1ℓ/1缶入	80	個
8	ガソリン缶詰	内容量：1ℓ/1缶入	80	個
9	非常用糞尿処理袋	100回分セット	70	セット
10	災害備蓄用救急箱	20人用	10	箱
11	備蓄用トイレトペーパー	4ロール×3	10	箱
12	生理用品	1,290枚	1	箱

(令和7年4月1日現在)

3. 防災関連施設・資機材関係

(3) 災害対策本部用備蓄食品（配備場所：役場内防災倉庫）

No.	資機材名	仕様・規格・性能	数量	単位
1	アルファ米（わかめご飯）	個袋タイプ	300	食
2	アルファ米（五目ご飯）	個袋タイプ	300	食
3	アルファ米（白飯）	個袋タイプ	300	食
4	アルファ米（赤飯）	個袋タイプ	300	食
5	アルファ米（きのこご飯）	個袋タイプ	300	食
6	アルファ米（山菜おこわ）	個袋タイプ	300	食
7	アルファ米（白がゆ）	個袋タイプ	300	食
8	アルファ米（梅がゆ）	個袋タイプ	300	食
9	アルファ米（塩こんぶがゆ）	個袋タイプ	300	食
10	アルファ米（ドライカレー）	個袋タイプ	300	食
11	米粉めん（山菜玄米めん）	米粉めんシリーズ	600	食
12	長期保存パン	尾西のひだまりパン	600	食
13	アルファ米（わかめご飯）	個袋タイプ	200	食
14	アルファ米（五目ご飯）	個袋タイプ	200	食
15	アルファ米（梅がゆ）	個袋タイプ	200	食
16	アルファ米（塩こんぶがゆ）	個袋タイプ	200	食
		計	5,000	

（令和7年4月1日現在）

## 3-3 消防団備品一覧

No.	備品名	第1分団		第2分団	第3分団	
		1部	予備屯所 (敷津)	1部	1部	予備屯所 (桃俣)
1	ポンプ自動車	1	—	1	1	—
2	積載車	1	—	1	1	—
3	ホース	33	—	33	22	—
4	ホースバンド	20	—	20	26	—
5	管槍	3	—	3	3	—
6	管槍立	3	—	3	3	—
7	中継槽	3	—	3	2	—
8	ポンプ中継器	3	—	3	3	—
9	三つ又金具	3	—	3	2	—
10	消火器	4	3	4	5	3
11	吸水管	3	—	3	3	—
12	トビ	11	10	11	16	8
13	スコップ	14	16	14	20	11
14	ジョウレン	5	6	5	5	5
15	クワ	5	6	5	7	4
16	カケヤ	5	6	5	8	3
17	ロープ	3	4	3	5	4
18	ヘルメット	6	4	6	8	4
19	ハッピ	7	2	7	7	4
20	救急箱	1	2	1	2	1
21	燃料携行缶	4	2	4	2	—
22	ヨキ	3	—	3	3	2
23	ヤリ管槍	—	—	—	—	—
24	特殊管槍	3	—	3	1	—
25	ホースブリッジ	4	—	4	5	—
26	六角バール	—	—	—	2	—
27	無線機(車載)	1	—	1	1	—
28	無線機(携帯)	3	—	3	3	—
29	トランシーバー	4	—	4	4	—
30	水防用クイ	90	20	90	180	100
31	土のう袋	200	50	200	300	200
32	充電器	1	2	1	2	2
33	ハシゴ	5	5	5	2	2
34	マクラ木	7	—	7	3	—
35	カゴ	3	—	3	3	—
36	ツルハシ	4	4	4	6	3
37	レンジャー	5	—	5	5	—
38	二丁差	4	4	4	4	—
39	カマ	3	4	3	5	3
40	メタル防火衣	4	—	4	4	—
41	メタルヘルメット	4	—	4	4	—
42	メタル長靴	4	—	4	4	—
43	ブルーシート	4	1	4	9	4
44	ペンチ	2	2	2	2	—
45	ハンマー	4	6	4	6	2
46	工具箱	1	3	1	3	2
47	蓋取手	3	—	3	2	2
48	注水金具	4	—	4	3	—

3. 防災関連施設・資機材関係

No.	備品名	第1分団		第2分団	第3分団	
		1部	予備屯所 (敷津)	1部	1部	予備屯所 (桃俣)
49	ホース背負	7	—	7	6	—
50	タンカ	1	—	1	1	1
51	投光器	3	2	3	6	5
52	延長コード	4	—	4	4	2
53	発電機	1	2	1	3	2
54	金てこ	7	6	7	7	3
55	照明スタンド	3	2	3	3	1
56	消火栓開閉バルブ	4	2	4	2	1
57	チェンソー	1	—	1	1	1
58	ケプラー手袋	6	5	6	6	—
59	消防ホース巻取機	1	—	1	1	—
60	ペリカンライト	6	—	6	6	—
61	防水ヘッドライト	7	2	7	5	—
62	ヘッドライト	5	—	5	2	—
63	LEDスティックライト	3	—	3	3	—
64	防火水槽蓋バール	1	—	1	1	—
65	LED投光器	1	—	1	1	—
66	AED	1	—	1	1	—
67	バルーン投光器	1	—	1	1	—

(令和7年4月1日現在)

## 4. 災害通信関係

## 4-1 防災関係機関連絡先

## (1) 奈良県

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	奈良県防災統括室	奈良市登大路町30	TEL 0742-27-7006 FAX 0742-23-9244	TEL TN-111-9011 FAX TN-111-9210
2	奈良県消防救急課	奈良市登大路町30	TEL 0742-27-8423 FAX 0742-27-0090	TEL TN-111-9029 FAX TN-111-9374
3	奈良県防災航空隊	奈良市矢田原町2450	TEL 0742-81-0399 FAX 0742-81-5119	TEL TN-504-21 FAX TN-504-40
4	宇陀土木事務所	宇陀市菟田野松井486-1	TEL 0745-84-9525 FAX 0745-84-2154	
5	桜井警察署 宇陀警察庁舎	宇陀市榛原萩原1953-1	TEL 0745-82-0110 FAX 0745-82-8144	
6	桜井警察署 御杖駐在所	御杖村大字菅野2429-4	TEL 0745-95-2083	
7	中和保健所	橿原市常盤町605-5	TEL 0744-48-3030 FAX 0744-48-3132	

TN：回線選択番号（地上回線：71 衛星回線：72）

## (2) 指定地方行政機関

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	三重県名張市木屋町812-1	TEL 0595-63-1611	
2	奈良地方気象台	奈良市西紀寺町12-1		

TN：回線選択番号（地上回線：71 衛星回線：72）

## (3) 自衛隊

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	陸上自衛隊第4施設団  (第7施設群第3科)	京都府宇治市広野町風呂垣 外1-1	TEL 0774-44-0001 FAX 0774-44-0001 内線235, 236, 239  内線436	TEL TN-571-11 FAX TN-571-21

TN：回線選択番号（地上回線：71 衛星回線：72）

## (4) 指定公共機関

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	日本郵便(株) 御杖郵便局	御杖村大字菅野2462	TEL 0745-95-2050	
2	日本赤十字社奈良県支部	奈良市大安寺町1-23-2	TEL 0742-61-5666 FAX 0742-61-5756	TEL TN-574-0 FAX TN-574-7
3	西日本電信電話(株) 奈良支店 (設備部災害対策担当)	奈良市下三条町1-1	TEL 0742-23-9517 FAX 0742-23-9533	
4	関西電力送配電(株) 奈良支社	奈良市大森町48	TEL 0800-777-3081	
5	日本放送協会奈良放送局 (放送部)	奈良市鍋屋町27	TEL 0742-26-3411 FAX 0742-23-6845	TEL TN-572-0 FAX TN-572-7
6	日本通運(株) 奈良支店	大和郡山市横田町1092-1	TEL 0743-56-2371	
7	こまどりケーブル株式会社 宇陀市保守センター	宇陀市榛原萩原1914-3	TEL 0745-85-5621 FAX 0745-88-9319	

TN：回線選択番号（地上回線のみ：71）

4. 災害通信関係

(5) 指定地方公共機関

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	奈良交通(株) 榛原営業所	宇陀市榛原篠楽88-1	TEL 0745-82-2201	
2	奈良テレビ放送(株) (報道製作局報道製作部)	奈良市法蓮佐保山3-1-11	TEL 0742-24-2961 FAX 0742-24-2964	TEL TN-573-0 TEL TN-573-7
3	(社)奈良県トラック協会	大和郡山市額田部北町 981-6	TEL 0743-23-1200 FAX 0743-23-1212	

TN：回線選択番号（地上回線：71）

(6) 医療関係機関

No.	名称	所在地	電話番号	診療科目
1	御杖村国民保険診療所	御杖村大字菅野1581	0745-95-6010	内科、小児科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科
2	菊山歯科医院	御杖村大字神末3882	0745-95-2255	歯科
3	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	0744-22-3051	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、神経内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、小児科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、産婦人科、精神科、形成外科
4	名張市立病院	三重県名張市百合が丘西1-178	0595-61-1100	内科、循環器科、整形外科、眼科、放射線科、麻酔科、小児科、脳神経外科
5	宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原815	0745-82-0381	内科、循環器科、消化器科)、外科、産婦人科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、神経内科、小児科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科

(7) 消防関係機関

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	奈良県広域消防組合 宇陀消防署	宇陀市榛原萩原1230	TEL 0745-82-3199 FAX 0745-82-4984	TEL TN-547-20 FAX TN-547-68
2	宇陀消防署 東分署	御杖村大字土屋原1613	TEL 0745-95-3199 FAX 0745-95-3284	
3	御杖村消防団	御杖村大字菅野368	TEL 0745-95-2001 FAX 0745-95-6800	

TN：回線選択番号（地上回線：71 衛星回線：72）

(8) 公共的団体・その他機関

No.	名称	所在地	電話・FAX番号	
1	御杖村社会福祉協議会	御杖村大字菅野1581	TEL 0745-95-2828 FAX 0745-95-3567	
2	奈良県農業協同組合 みつえ出張所	御杖村大字菅野364-1	TEL 0745-95-2080 FAX 0745-95-3535	
3	御杖村森林組合	御杖村大字菅野1581	TEL 0745-95-2010 FAX 0745-95-3388	
4	宇陀商工会御杖支所	御杖村大字菅野368	TEL 0745-95-3169	

TN：回線選択番号（地上回線：71 衛星回線：72）

## 4-2 消防・防災行政放送基地局

## (1) 御杖村同報系防災行政放送基地局一覧

局種	呼出名称	設置場所
固定局（親局）	ぼうさい みつえむらやくば	菅野368（御杖村役場構内）
〃（中継局）	ぼうさい みつえむらやくばふきあげ	菅野1788-309（ふきあげ斎場構内）
〃（簡易中継局）	ぼうさい みつえこやせいぶ	神末5761-257
〃（ 〃 ）	ぼうさい みつえものまた	桃俣1998
〃（屋外拡声子局）	ぼうさい みつえびんご	桃俣746
〃（ 〃 ）	ぼうさい みつえつちやはら	土屋原1613（宇陀消防署東分署構内）
〃（ 〃 ）	ぼうさい みつえひがしまち	神末2750（神末健民グランド構内）
〃（ 〃 ）	ぼうさい みつえこや	神末5523（小屋集会所構内）
〃（ 〃 ）	ぼうさい みつえしぎづ	神末7278（敷津集落センター構内）

(令和7年4月1日現在)

## (2) 奈良県防災行政無線局一覧

局種	呼出名称	設置場所
固定局（端末局）	防災みつえむら	菅野368（御杖村役場構内）

(令和7年4月1日現在)

## (3) 防災情報提供システム放送設備及び屋外拡声設備機器一覧

## ■サブセンター

機器	型番	数量
DXメディアサーバー	DMS10B2	1
64QAM変調器	DEM200	1
VPNルータ（サーバ監視）	RTX1210	1
スイッチングハブ	GS916XL	1
リモートKVM	SLS200USB0-01	1
VPNルータ（宇陀消防署～御杖村）	RTX810	1

(令和7年4月1日現在)

## ■御杖村役場

機器	型番	数量
告知放送送出装置	8637D	1
制御用PC	PC-VJ17TFWNM	1
L2スイッチ	GS916MV2	1
ネットワークスキャナ	ImageFORMULA ScanFront330	1
音声分配アンプ	HLA-1A	1
ミキシングコンソール	MG10XU	1
単一指向性マイクロホン	MV-P370M	2
DXメディアゲートウェイ	DMG10Q1	940

(令和7年4月1日現在)

## ■宇陀消防署

機器	型番	数量
告知放送送出装置	8637D	1
サウンドリピーター	EV-20R	1
ACアダプター	AD-246	1
VPNルータ（宇陀消防署～曽爾村）	RTX810	1
卓上マイク	MV-P370M	1
スピーカー	MS-UP201BK	1
無停電電源装置	BU100SU	1
切替スイッチ	8637GS	1

(令和7年4月1日現在)

4. 災害通信関係

■屋外拡声子局設備（8か所）

機 器	型 番	数 量
屋外拡声子局装置	S-0145 (120W)	7
屋外拡声子局装置	S-0145 (240W)	1
同一用ポール取付金具	PMC-4017	8
屋外用電源用保安装置	ATE-203-T05-SOR	7
屋外用電源用保安装置	ATE-203-T1-SOR	1
同一用取付金具	PM-4025	7
ジョイントボックス ナイスハット	Mタイプ屋外用 仕様書	8
固定端子台	TBE-28	8
屋外拡声子局用蓄電池	PWL12V65	14

(令和7年4月1日現在)

4-3 非常通信経路

	村役場 から(km)	非 常 通 信 経 路
御杖村	0	御杖村役場 _____ 県 庁 (総務課) [県] (防災統括室)
	0	御杖村役場 _____ 奈良県広域消防組合 _____ [消] (総務課) [消] 消防本部 _____ 奈良市消防局 _____ 県 庁 [県] (防災統括室)

[県]: 県防災無線 [消]: 消防無線

4-4 災害時優先電話登録状況

施設名称	防災施設区分	所在地	登録電話番号
御杖村役場	災害対策本部	菅野368	0745-95-3545
			0745-95-6800
消防団第1分団本部屯所	支部連絡所	神末618	0745-95-2609
消防団第2分団本部屯所	支部連絡所	菅野1693-4	0745-95-3019
消防団第3分団本部屯所	支部連絡所	土屋原1251-2	0745-95-3151
消防団第3分団予備屯所	支部連絡所	桃俣733	0745-95-2374
御杖小中学校	避難所/ハロポート	菅野2500	0745-95-2516
宇陀消防署 東分署		土屋原1613	0745-95-3199

(令和7年4月1日現在)

## 5. 被害報告関係

## 5-1 県、国に対する被害状況報告の基準

## ■県、国に対する被害状況報告の基準一覧 (1/2)

	県（防災統括室）に対する報告の基準	国（消防庁）に対する報告の基準
一般基準	<p>■電話及び県防災FAXでの報告</p> <p>1. 災害発生直後</p> <p>①災害救助法の適用基準に合致する被害発生の場合</p> <p>②災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの</p> <p>③2市町村にまたがり、大きな被害発生が想定される場合</p> <p>④国の特別の財政援助を要する災害</p> <p>⑤①～④に発展するおそれがある災害</p> <p>⑥社会的影響が大きな災害</p> <p>⑦火災の同時多発あるいは多くの死傷者発生による消防機関への通報が殺到した災害</p> <p>2. 災害対策本部設置・解散の場合</p> <p>①災害対策本部の設置・解散等が必要となる災害が発生した場合</p> <p>②県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>3. 避難の指示を行った場合</p> <p>避難の指示を行う必要があるような災害が発生した場合</p> <p>4. 自主的避難がある場合</p> <p>避難所を設置するような災害、及び住民が自主的に避難を行うような災害が発生した場合</p>	
火災等即報	<p>■一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者が3人以上のもの</li> <li>・死者及び負傷者合計10人以上のもの</li> </ul> <p>■個別基準</p> <p>1. 火災</p> <p>(1) 建物火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定防火対象物で死者の発生した火災</li> <li>②国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災</li> <li>③建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災</li> <li>④損害額1億円以上と推定される火災</li> </ul> <p>(2) 林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災</li> <li>②空中消火を要請した林野火災</li> <li>③住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災</li> </ul>	

## ■県、国に対する被害状況報告の基準一覧 (2/2)

	県（防災統括室）に対する報告の基準	国（消防庁）に対する報告の基準
火災等即報 （つづき）	<p>(3)交通機関（航空機、列車、自動車）の火災</p> <p>①航空機火災 ②トンネル内での車両火災 ③列車火災</p> <p>(4)その他特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの</p> <p>2. 危険物等に係わる事故</p> <p>(1)死者（交通事故除く）又は行方不明者が発生した事故 (2)負傷者が5名以上発生した事故 (3)周辺地域の住民が避難行動を起こした事故又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼした事故 (4)河川への危険物等流出事故 (5)500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故 (6)タンクローリーの事故に伴う火災や危険物等の漏洩事故</p> <p>3. 原子力災害等</p> <p>(1)放射性物質を輸送する車両の火災及び事故について原子力事業者等から消防機関に通報されたもの (2)放射性同位元素等取扱事業所の火災で、放射性同位元素又は放射線の漏洩が発生したもの</p> <p>4. その他可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で社会的に影響度が高い事故</p> <p>■社会的影響基準 その他社会的影響度が高いもの</p>	<p>1. 交通機関（航空機、列車、自動車）の火災</p> <p>①航空機火災 ②トンネル内での車両火災 ③列車火災</p> <p>2. 危険物等に係わる事故</p> <p>(1)死者（交通事故除く）又は行方不明者が発生したもの (2)負傷者が5名以上発生したもの (3)当該工場等の施設内又は周辺で500㎡以上の区域に影響を与えたもの (4)危険物等の漏洩事故で以下のもの ①河川への危険物流出事故 ②500キロリットル以上のタンクのからの危険物等の漏洩事故 (5)タンクローリーの事故に伴う漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6)市街地でのTタンクローリーの火災</p> <p>3. 原子力災害等</p> <p>(1)放射性物質を輸送する車両の火災及び事故について原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (2)放射性同位元素等取扱事業所の火災で、放射性同位元素又は放射線の漏洩が発生したもの</p>
救急・救助 事故即報	<p>■救急事故</p> <p>①死者5人以上の救急事故 ②死者及び負傷者合計15人以上の救急事故</p> <p>■救助事故</p> <p>③要救助者が5人以上の救助事故 ④覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ⑤社会的影響度が高い救急、救助事故</p>	<p>■死者及び負傷者合計15人以上の救急・救助事故</p> <p>①列車、航空機の衝突、転覆等によるもの ②バスの転落等によるもの ③ハイジャック及びテロ等によるもの ④駅構内等の不特定多数の者が集まる場所におけるもの ⑤その他社会的影響度が高いもの</p>
武力攻撃災害	<p>①武力攻撃による人的、物的災害 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害</p> <p>②武力攻撃の手段に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為の発生事態又は明白な危険が切迫した事態「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態</p>	<p>①武力攻撃による人的、物的災害 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害</p> <p>②武力攻撃の手段に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為の発生事態又は明白な危険が切迫した事態 「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態</p>

5-2 災害概況即報

■第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	御 杖 村
報告者	所属 氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所	御杖村			発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									
	設置した日時									

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

5-3 被害状況即報

■第4号様式（その2）

市町村名		御 杖 村		区 分			被 害
被 害 者 報 告 番 号	災 害 名		第 報	田	流 失 ・ 埋 没	ha	
	( 月 日 時現在)				冠 水	ha	
所 属 名			畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
				冠 水	ha		
報 告 者 名			文 教 施 設	箇所			
連 絡 先 電				病 院	箇所		
区 分		被 害			道 路	箇所	
人 的 被 害	死 者	人	の	橋 り よ う		箇所	
	行 方 不 明 者	人		河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷		人	港 湾	箇所	
		軽 傷		人	砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟	他	清 掃 施 設	箇所		
		世帯		崖 く ず れ	箇所		
		人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊	棟		被 害 船 舶 隻			
		世帯		水 道 戸			
		人		電 話 回 線			
	一 部 破 損	棟		電 気 戸			
		世帯		ガ ス 戸			
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯	り 災 者 数	人				
	人						
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建 物	件		
	そ の 他	棟		危 険 物	件		
		棟		そ の 他	件		

\*2 119番通報の件数は、10単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

5. 被害報告関係

■第4号様式（その2）

区 分		被 害	市 本 町 部 村 の 災 設 害 置 対 状 策 況	名 称	
公 共 文 教 施 設	千 円			設 置	
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	
公 共 土 木 施 設	千 円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円		※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること		
小 計	千 円				
そ の 他	農 業 被 害	千 円	【住民避難の状況】		
	林 業 被 害	千 円	地区名		
	畜 産 被 害	千 円	世帯数・人数		
	水 産 被 害	千 円	種別（避難指示、高齢者等避難、自主避難）		
	商 工 被 害	千 円	原因		
			発令時刻		
			解除時刻		
			避難場所		
			（詳細については避難指示状況報告書に記入）		
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所				
	災害発生日時				
	災害の種類概況				
	応急対策の状況				
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
	・避難の指示の状況				
	・避難所の設置状況				
	・他の地方公共団体への応援要請、救助活動の状況				
	・自衛隊の派遣要請、出動状況				
	・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等）				
・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）					
・その他関連事項					

※被害額は省略することができるものとする。

5-4 災害年報

■第3号様式

御 杖 村

		災害名							
区分		発生年月日							計
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部損壊	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
床下浸水	棟								
	世帯								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

5. 被害報告関係

御 杖 村

災害名							
発生年月日							計
区分							
電 話	回線						
電 気	戸						
ガ ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建 物	件					
	危 険 物	件					
	そ の 他	件					
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
公 立 文 教 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農 林 水 産 業 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公 共 土 木 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小 計	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円						
市 町 村 災 害 対 策 本 部	設置						
	解散						
消 防 職 員 出 動 延 人 数							
消 防 団 員 出 動 延 人 数							

## 5-5 被害報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	負傷者 重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療のできる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	棟	主屋の他に小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 (半焼)	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
		半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
		準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
非住家の被害	「非住家」とは、住宅以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。		

5. 被害報告関係

被害項目		報告基準
その他被害	田畑の被害	流出埋没冠水 耕地が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した個数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震による被害の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	「公共文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具とする。

## 6. 輸送関係

## 6-1 緊急通行車両確認証明書及び標章

## ■緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
		知 事 <span style="float: right;">(印)</span>
		公安委員会 <span style="float: right;">(印)</span>
番号欄に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人員 又は品名)		
使用者	住所	電話 ( ) -
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

## ■ 標章



備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 6-3 緊急通行車両事前届出書

■表面

災害応急対策用	
<b>緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書</b>	
年 月 日	
奈良県公安委員会 殿	
申請者住所	
氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
電話 (       )       -	
指定行政機関等の名称	
番号標に表示されている番号	
車 両 の 用 途	1 警報の発令、伝達及び避難の指示 2 消防、水防その他応急措置 3 避難、救助その他の保護 4 児童等の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他の保健衛生 7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 その他
輸送人員又は品名	
使用者	住 所  電話 (       )       -
	氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し(契約車等にあつては、契約書の写し等)を添付してください。

6-4 緊急通行車両事前届出済書

■裏面

災害応急対策用	第 号
<p><b>緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 済 書</b></p> <p>裏面のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>	
<p>1 災害発生時には、この届済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。</p>	

災害発生時における確認欄	運行(通行)経路	出発地	経由地	目的地
	運行日時	自 年 月 日 時から	至 年 月 日 時まで	

## 7. 避難所関係

## 7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定避難所は、大規模災害時に、避難生活の場となる施設を指定する。

指定緊急避難場所は、切迫した危険から逃れるための一時的な場所であり、災害種別ごとに指定する。

対象地区	No.	施設名称	所在地	電話番号	収容可能 人員(人)	指定 避難所	指定緊急避難場所				備考
							地震	土砂	洪水	大規模 火災	
神末	1	敷津産地化センター	神末3301	95-3240	50	○	○	○	○	○	
	2	神末体育館	神末2727	—	60	○	×	×	○	○	
	3	神末中央集落センター	神末2735	95-3180	50	○	○	△	○	○	
	4	西町集会所	神末861-1	95-3466	30	○	○	△	○	○	
菅野	5	御杖小中学校	菅野2470	95-2516	450	○	○	△	○	○	体育館を含む。
	6	菅野体育館	菅野2063-1	95-2517	60	○	×	△	○	○	
	7	御杖村老人福祉センター	菅野1581	95-2828	150	○	○	△	○	○	
	8	御杖村山村開発センター	菅野368	95-2001	150	○	×	△	○	○	
土屋原	9	土屋原公民館	土屋原1405	95-2082	100	○	×	△	○	○	
	10	御杖保育所	土屋原1479-1	95-2480	100	○	○	△	○	○	
桃俣	11	桃俣多目的研修センター	桃俣682	95-3030	100	○	×	△	○	○	
	12	三季館	桃俣682	95-3243	80	○	×	△	○	○	
曾爾村 太良路	13	国立曾爾少年自然の家 プレイホール・クラフト ホール	曾爾村太良路 1170	96-2121	300	○	○	○	○	○	

(令和7年4月1日現在)

※○は、利用可能

△は、避難施設が土砂災害警戒区域にあるため、周辺状況を見て利用可能か判断する

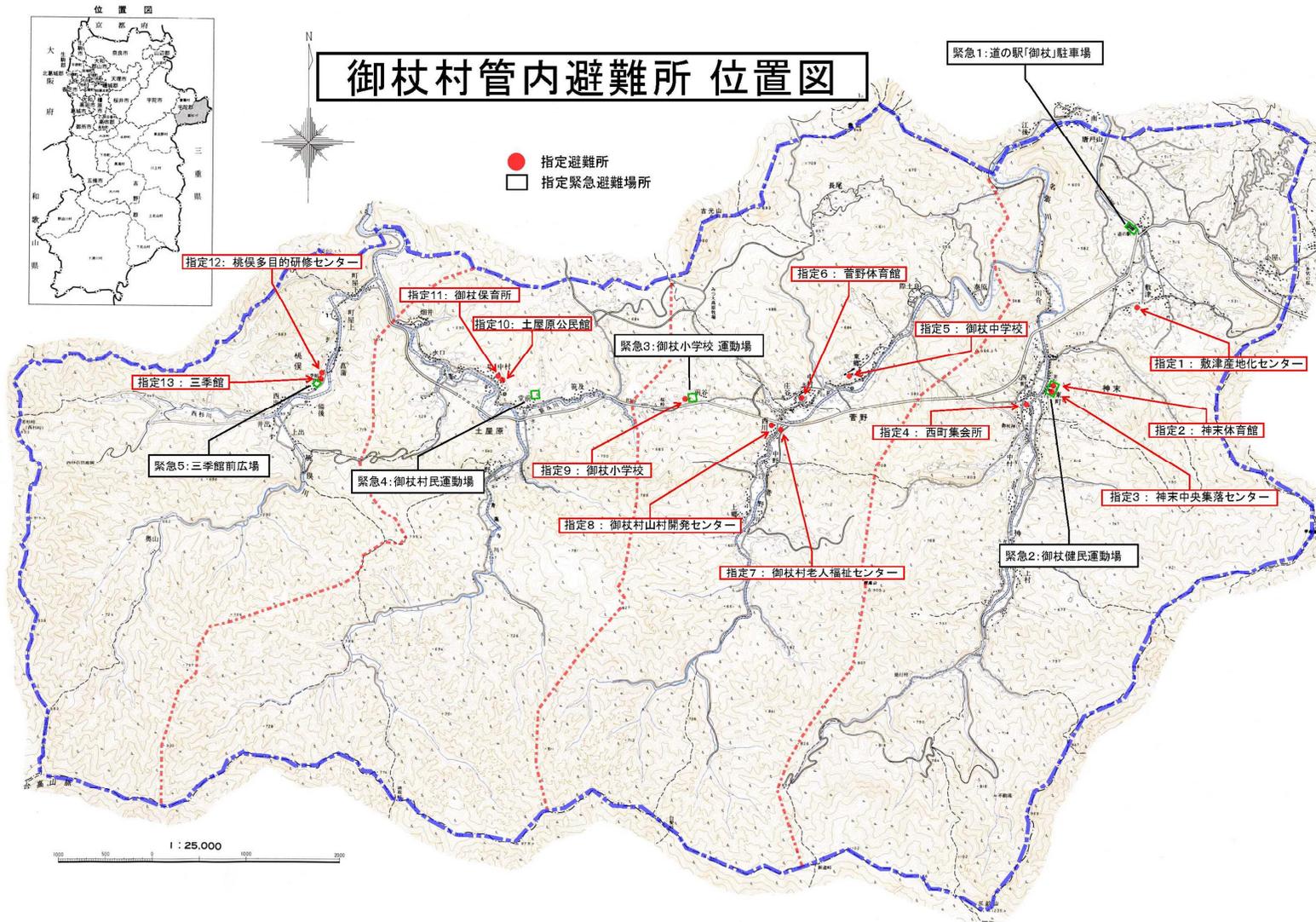
×は、利用不可能

各施設の詳細は次の通り。

対象地区	No.	施設名称	給食設備 の有無	土砂災害特別 警戒区域内	土砂災害 警戒区域内	浸水想定 区域内	建築物構造	耐震施設
神末	1	敷津産地化センター	有				鉄骨	○
	2	神末体育館	無	○	○		鉄筋	○
	3	神末中央集落センター	有		○		鉄筋	○
	4	西町集会所	有		○		木造	○
菅野	5	御杖小中学校	有		○		鉄筋	○
	6	菅野体育館	有		○		鉄筋	○
	7	御杖村老人福祉センター	有		○		鉄筋	○
	8	御杖村山村開発センター	有		○		鉄筋	○
土屋原	9	土屋原公民館	有		○		鉄骨	○
	10	御杖保育所	有		○		木造	○
桃俣	11	桃俣多目的研修センター	有		○		鉄骨	○
	12	三季館	有		○		木造	○
曾爾村 太良路	13	国立曾爾少年自然の家	有	○	○	○	鉄筋	○

(令和7年4月1日現在)

7. 避難関係



7. 避難関係

7-2 避難所受入者名簿

避難所名					開設日時	月 日	
収容人員					閉鎖日時	月 日	
避難者氏名	年齢	性別	住 所	血液型	収容日時	退所日時	備考
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
計	男 名	女 名	計 名				

8. 飲料水・食料・生活必需品関係

8-1 簡易水道普及状況

市町村名	行政区域内総人口	上水道			簡易水道			専用水道						合計			普及率
		箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	自己水源のみによるもの			左記以外のもの			箇所数	計画給水人口	現在給水人口	
								箇所数	確認時給水人口	現在給水人口	箇所数	確認時給水人口	現在給水人口				
	① 人	② ヶ所	③ 人	④ 人	⑤ ヶ所	⑥ 人	⑦ 人	⑧ ヶ所	⑨ 人	⑩ 人	⑪ ヶ所	⑫ 人	⑬ 人	②+⑤+⑧+⑪ ヶ所	③+⑥+⑨ 人	④+⑦+⑩+⑬ 人	⑭/① %
御杖村	2,182				4	3,040	2,113							5	4,540	2,135	93.1
		*			* 1	1,500	22										

(注) 上水道、簡易水道、飲料水供給施設においては、上欄に公営、下欄\*にその他を記入している。

(令和7年4月1日現在)

8-2 応援給水用機械器具等の保有状況

(簡易水道事業のみ)

市町村名	課名	TEL	防災関係物資の保有数量																		災害発生直後に応援に従事できる職員							
			車両						給水容器						機材						管類		被災状況調査	応援本部	応急給水作業			
			給水車	トラック	クレーン車	ショベルカー	ユニボ	その他	緊急車他	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	その他	飲料袋等	応急給水装置	ホース等	ろ過器	発電機	投光器	鉄管切断機	電動ネジ切機	その他				直管	継手類	
御杖村	住民生活課	0745-95-2001												1												3	1	3

(令和7年4月1日現在)

## 8-3 物資供給等に関する協定締結業者

住 所	締結業者名	供給物資
奈良市恋の窪一丁目2番2号	市民生活協同組合ならコープ	応急食料・生活用品

(令和7年4月1日現在)

## 9. 防疫・保健衛生関係

## 9-1 災害時感染症対策用消毒薬等備蓄状況

市町村名	保健所名	災害時備蓄状況	通常時備蓄状況
御杖村	中和	消毒用噴霧器8台、クレゾール(500ml)50本、 グルコン酸クロルヘキシジン(500ml)25本、生石灰 300kg、クロル石灰20kg、消毒薬希釈用のホ リタンク(20L)5コ	消毒用噴霧器5台、クレゾール(500ml)20本、 グルコン酸クロルヘキシジン(500ml)10本

(令和7年4月1日現在)

## 9-2 ごみ収集資機材の保有状況

公共団体名	区分	公共団体所有		委託業者・ 許可業者所有		災害時連絡先	
		収集車	運搬車	収集車	運搬車	担当部署	電話番号
東宇陀環境 衛生組合	御杖村			3	1	住民生活課	0745-95-2001
	組合単独	4	1			クリーンセンター	0745-92-2444

(令和7年4月1日現在)

## 9-3 し尿収集資機材の保有状況

公共団体名	区分	公共団体所有		委託業者・ 許可業者所有		災害時連絡先	
		バキューム車	その他	バキューム車	その他	担当部署	電話番号
御杖村				4	3	住民生活課	0745-95-2001

(令和7年4月1日現在)

## 9-4 災害防疫完了報告書

### 災 害 防 疫 完 了 報 告 書

- 1 災害発生年月日
- 2 災害の原因
- 3 被害の概要
- 4 とった措置の概要
  - (1) 災害防疫本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
  - (2) 災害防疫活動
    - ア 予防宣伝
    - イ 調査指導
    - ウ 検病調査
    - エ 患者処理
    - オ 飲料水の確保及び井戸水の消毒
    - カ 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法
    - キ そ族昆虫駆除の実施方法
    - ク 避難所の防疫指導
    - ケ し尿処理の指導
    - コ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
    - サ その他特記すべき事項
- 5 感染症の発生状況
- 6 予防接種の実施状況
- 7 災害防疫所要額
  - (1) 都道府県（保健所）事業分
  - (2) 市町村事業分

## 10. 災害派遣関係

### 10-1 奈良県消防防災ヘリコプターの支援要請

#### 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県内の市町村（消防の一部事務組合を構成する市町村にあつては当該組合をいう。以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法第18条の3の規定に基づき、奈良県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの支援を求めることができる地域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、市町村等の区域内で災害が発生した場合に、当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するときに、奈良県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、奈良県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材等の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発生後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して緊急に派遣の必要があると認められる場合であつて、通信網等の途絶等で発災市町村等と前条に定める通常の手続きが取れない場合については、市町村長からの要請

## 10. 災害派遣関係

があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

### (防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する防災ヘリ等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するとともに、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

### (防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の活動は、発災市町村等の消防機関と密接な連携を図りながら行うものとする。

### (経費負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、奈良県が負担するものとする。

### (その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、奈良県及び市町村等が協議して定めるものとする。

### (適用)

第11条 この協定は、平成16年4月1日から実施する。

2 本協定の実施に伴い奈良県防災ヘリコプター応援協定は廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成16年4月1日

奈良県知事 柿本善也

市町村等の長

10-2 自衛隊の派遣要請

■自衛隊派遣要請様式

	第	年	月	号 日
奈良県知事				
様				
				御杖村長 印
自衛隊災害派遣要請の要求について				
<p>災害を防除するため災害対策基本法第68条の2により、下記のとおり自衛隊の派遣要請をお願いします。</p>				
記				
<p>1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</p> <p>※災害の状況（とくに災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）</p> <p>※派遣を要する理由（現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）</p>				
<p>2 派遣を希望する期間</p>				
<p>3 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>※派遣を希望する区域</p> <p>※現地連絡所及び連絡者</p> <p>※活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）</p>				
<p>4 その他参考となるべき事項</p>				

■自衛隊撤収要請様式

奈良県知事		様	第	号
			年	月
				日
			御杖村長	印
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請の要求について				
年 月 日付け第 号により災害派遣要請をしましたが、応急作業が一応 終わりましたので下記のとおり撤収をお願いします。				
記				
以上				
1 撤収要請要求日時				
2 災害派遣人員等及び従事作業内容				
3 その他参考となるべき事項				

## 11. 災害時応援関係

## 11-1 応援協定書一覧

(令和7年4月1日現在)

覚書	締結者	締結年月日	内容
災害時における御杖村と御杖郵便局との相互協力に関する覚書	御杖郵便局	平成11年12月1日	被災情報交換

## ■御杖村締結協定

協定名	締結者	締結年月日	内容
災害時の医療救急活動についての協定書	宇陀地区医師会	平成29年7月20日	医療救護活動
災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書	県内全市町村	平成27年2月20日	県内全市町村の相互協力
災害時における物資供給等に関する協定書	市民生活協同組合 ならコープ	平成24年6月1日	物資の供給
災害時における電気設備の応急復旧応援に関する協定書	奈良県電気工事工業組合	平成22年8月27日	電気設備の応急復旧
災害発生時における御杖村と御杖郵便局の協力に関する協定	御杖郵便局・大和榛原郵便局	平成30年2月1日	郵便料の免除等
津市、御杖村及び宇陀広域消防組合消防相互応援協定書	津市・宇陀消防組合	平成18年8月11日	常勤・非常勤消防相互協力
災害時の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局長	平成24年2月14日	リエゾンの派遣
大規模災害時における御棺及び葬儀用品の提供並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	奈良県葬祭業協同組合	平成31年2月15日	御棺及び葬儀用品の提供並びに遺体の搬送等
災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定	御杖村社会福祉協議会	令和2年12月14日	災害ボランティアセンター設置・運営等
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ 災害対策センター	令和5年9月5日	物資の供給
大規模災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定書	独立行政法人 国立 青少年教育振興機構 国立曽爾少年自然の家	令和6年5月24日	避難所

## ■奈良県締結協定

協定名	締結者	締結年月日	内容
災害時における緊急物資供給協力に関する協定書	奈良県農業協同組合	平成22年7月15日	物資の供給
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)サトレストラン (和食さと)	平成21年8月6日	水、トイレ等帰宅支援
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)九九プラス (ローソン等)	平成21年9月10日	水、トイレ等帰宅支援
災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書	(社)奈良県高圧ガス 保安協会	平成19年3月20日	避難所へLPガスの供給

## 12. 土砂災害警戒区域関係

## 12-1 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

No.	箇所名	所在地	箇所番号	指定区域名	区域番号	区域面積 (ha)
1	オバタケ	神末	I-472	御杖村神末(001)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-001-急-YR	1.75
2	オカナ	神末	I-473	御杖村神末(002)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-002-急-YR	2.62
3	中村	神末	I-474-1	御杖村神末(003-1)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-003-1-急-YR	3.33
4	中村	神末	I-474-2	御杖村神末(003-2)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-003-2-急-Y	0.06
5	峯	神末	I-513	御杖村神末(004)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-004-急-YR	2.58
6	神末字中村	神末	II-1447-1	御杖村神末(005)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-005-急-YR	0.47
7	神末字中村	神末	II-1447-2	御杖村神末(006)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-006-急-YR	1.08
8	神末字小屋イ	神末	II-1410	御杖村神末(007)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-007-急-YR	1.84
9	神末小屋口	神末	II-1418	御杖村神末(008)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-008-急-YR	0.32
10	神末字小屋ハ	神末	II-1419	御杖村神末(009)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-009-急-YR	0.86
11	神末字小屋ニ	神末	II-1420	御杖村神末(010)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-010-急-YR	1.22
12	神末字小屋ホ	神末	II-1421	御杖村神末(011)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-011-急-YR	0.72
13	唐戸山	神末	I-482-1	御杖村神末(012)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-012-急-YR	0.40
14	唐戸山	神末	I-482-2	御杖村神末(013)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-013-急-YR	0.42
15	唐戸山	神末	I-482-3	御杖村神末(014)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-014-急-YR	0.06
16	唐戸山	神末	I-482-4	御杖村神末(015)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-015-急-YR	0.71
17	神末小屋イ	神末	II-1411	御杖村神末(016)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-016-急-YR	0.12
18	神末字敷津イ	神末	II-1413	御杖村神末(017)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-017-急-YR	0.76
19	神末津イ	神末	II-1414	御杖村神末(018)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-018-急-YR	0.45
20	神末字敷津口	神末	II-1415-1	御杖村神末(019)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-019-急-YR	0.57
21	神末字敷津口	神末	II-1415-2	御杖村神末(020)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-020-急-YR	0.08
22	神末敷津口	神末	II-1416	御杖村神末(021)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-021-急-YR	0.53
23	神末字敷津ハ	神末	II-1417	御杖村神末(022)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-022-急-YR	0.36
24	葛原	神末	I-478-1	御杖村神末(023)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-023-1-急-YR	0.37
			I-478-2		御杖-神末-023-2-急-YR	0.12
			I-478-3		御杖-神末-023-3-急-YR	1.05
			I-478-4		御杖-神末-023-4-急-YR	0.67
25	キノ谷	神末	I-479	御杖村神末(024)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-024-急-YR	0.37
26	川合谷	神末	I-480	御杖村神末(025)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-025-急-YR	0.18
27	ハシガ谷	神末	I-481	御杖村神末(026)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-026-急-YR	0.02
28	神末字川合口	神末	II-1408	御杖村神末(027)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-027-急-YR	2.23

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	箇所名	所在地	箇所番号	指定区域名	区域番号	区域面積 (ha)
				警戒区域		
29	神末字川合ハ	神末	Ⅱ-1409	御杖村神末(028)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-028-急-YR	2.59
30	北谷	神末	I-475-1	御杖村神末(029)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-029-急-YR	0.21
31	北谷	神末	I-475-2	御杖村神末(030)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-030-急-YR	1.36
32	禪浄谷	神末	I-512-1	御杖村神末(031)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-031-急-YR	0.39
33	禪浄谷	神末	I-512-2	御杖村神末(032)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-032-急-YR	2.21
34	神末字西町	神末	Ⅱ-1443	御杖村神末(033)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-033-急-YR	0.99
35	東町	神末	I-476-1	御杖村神末(034)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-034-1-急-YR	3.90
			I-476-2-1		御杖-神末-034-2-1-急-YR	0.19
			I-476-2-2		御杖-神末-034-2-2-急-YR	0.06
			I-476-2-3		御杖-神末-034-2-3-急-YR	0.40
36	東町	神末	I-476-3	御杖村神末(034)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-034-3-急-YR	0.22
			I-476-4		御杖-神末-034-4-急-Y	0.00
37	川合	神末	I-477	御杖村神末(035)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-035-急-YR	2.63
38	神末東町	神末	Ⅱ-1448	御杖村神末(036)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-036-急-YR	1.93
39	神末字敷津二	神末	Ⅱ-1449	御杖村神末(037)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-037-急-YR	2.28
40	トラ谷	神末	I-469	御杖村神末(038)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-038-急-YR	1.78
41	タコラ	神末	I-470	御杖村神末(039)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-039-急-YR	0.97
42	コスマ	神末	I-471	御杖村神末(040)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-040-急-YR	5.23
43	東町岡田	神末	I-1401	御杖村神末(041)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-041-急-YR	1.03 0.36
44	神末字上村イ	神末	Ⅱ-1444	御杖村神末(042)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-042-急-YR	1.50
45	神末字上村ロ	神末	Ⅱ-1445	御杖村神末(043)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-043-急-YR	3.06
46	神末字上村ハ	神末	Ⅱ-1446	御杖村神末(044)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-044-急-YR	3.52
47	神末字上村ニ	神末	Ⅱ-1460	御杖村神末(045)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-神末-045-急-YR	2.02
48	コウデン	菅野	I-490-1	御杖村菅野(001)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-001-急-YR	1.36
49	コウデン	菅野	I-490-2	御杖村菅野(002)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-002-急-YR	2.22
50	菅野字西川イ	菅野	Ⅱ-1435	御杖村菅野(003)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-003-急-YR	1.29
51	上郷東	菅野	I-493-1	御杖村菅野(004)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-004-急-YR	1.86
	上郷東	菅野	I-493-2			1.01
52	乃木	菅野	I-494	御杖村菅野(005)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-005-急-YR	3.26
53	スズメ谷口	菅野	I-495	御杖村菅野(006)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-006-急-YR	2.05
	菅野字中野	菅野	Ⅱ-1434			1.74
54	菅野字上郷イ	菅野	Ⅱ-1458	御杖村菅野(007)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-007-急-YR	0.69
55	菅野字上郷ロ	菅野	Ⅱ-1459	御杖村菅野(008)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-008-急-YR	0.66
56	カケの上	菅野	I-491-1	御杖村菅野(009)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-009-1-急-YR	0.50

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	箇所名	所在地	箇所番号	指定区域名	区域番号	区域面積 (ha)
				警戒区域		0.15
			I-491-2		御杖-菅野-009-2-急-YR	1.81
			I-491-3		御杖-菅野-009-3-急-YR	0.79
57	中野	菅野	I-492	御杖村菅野(010)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-010-急-YR	0.92 0.36 2.14
58	菅野字中野	菅野	I-1386	御杖村菅野(011)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-011-急-YR	1.29 0.54
59	前谷	菅野	I-489	御杖村菅野(012)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-012-1-急-YR	2.40 1.13
	菅野字前谷口	菅野	II-1438-2		御杖-菅野-012-2-急-YR	0.76 0.23
60	北谷	菅野	I-511	御杖村菅野(013)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-013-急-YR	1.26
61	菅野字西川口	菅野	II-1436	御杖村菅野(014)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-014-急-YR	0.75
62	菅野字前谷イ	菅野	II-1437	御杖村菅野(015)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-015-急-YR	1.36
63	菅野字前谷口	菅野	II-1438-1	御杖村菅野(016)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-016-急-YR	1.80
64	菅野字前谷ハ	菅野	II-1439	御杖村菅野(017)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-017-急-YR	3.43 1.62
65	菅野字中村	菅野	II-1440-1	御杖村菅野(018)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-018-急-YR	2.91
	菅野字中村	菅野	II-1440-2			0.29
66	東郷	菅野	I-488	御杖村菅野(019)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-019-急-YR	4.46 2.78
67	菅野字東郷	菅野	II-1441	御杖村菅野(020)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-020-急-YR	1.82
68	際土良口	菅野	I-486	御杖村菅野(021)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-021-急-YR	0.54
69	際土良イ	菅野	I-487-1	御杖村菅野(022)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-022-1-急-YR	0.82 0.36
			I-487-2		御杖-菅野-022-2-急-YR	1.87 0.86
70	菅野字際土良	菅野	II-1442	御杖村菅野(023)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-023-急-YR	1.00
71	泰原	菅野	I-485-1	御杖村菅野(024)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-024-急-YR	1.02
72	泰原	菅野	I-485-2	御杖村菅野(025)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-025-急-YR	0.52
73	泰原	菅野	I-485-3	御杖村菅野(026)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-026-急-YR	0.59 0.05
74	菅野字長尾イ	菅野	II-1402	御杖村菅野(027)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-027-急-YR	0.38
	菅野字長尾口	菅野	II-1403			1.10
75	菅野字長尾ニ	菅野	II-1405	御杖村菅野(028)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-028-急-YR	1.00
76	菅野字長尾ホ	菅野	II-1406	御杖村菅野(029)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-菅野-029-急-YR	0.90
77	笹及	土屋原	I-496-1	御杖村土屋原(001)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-001-急-YR	1.42 0.47
78	笹及	土屋原	I-496-2	御杖村土屋原(002)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-002-急-YR	0.11
79	笹及	土屋原	I-496-3	御杖村土屋原(003)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-003-急-YR	0.46
80	土屋原笹及イ	土屋原	II-1421-1	御杖村土屋原(004)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-004-急-YR	0.22
81	土屋原笹及イ	土屋原	II-1421-2	御杖村土屋原(005)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-005-急-YR	0.11
82	土屋原笹及イ	土屋原	II-1421-3	御杖村土屋原(006)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-006-急-YR	0.16
83	堂前	土屋原	I-497-2	御杖村土屋原(007)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-007-急-YR	0.49
	中村		I-499-5			2.30
	土屋原笹及ハ		II-1427			0.49

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	箇所名	所在地	箇所番号	指定区域名	区域番号	区域面積 (ha)	
	土屋原笹及二		II-1428			0.20	
84	菖蒲	土屋原	I-507-2	御杖村土屋原(008)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-008-急-YR	2.00 0.90	
85	菖蒲	土屋原	I-507-3	御杖村土屋原(009)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-009-急-YR	1.34 0.58	
86	土屋原堂前口	土屋原	II-1423	御杖村土屋原(010)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-010-急-YR	0.86	
87	土屋原笹及口	土屋原	II-1425-1	御杖村土屋原(011)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-011-急-YR	1.06	
	土屋原笹及		II-1426			1.86	
88	土屋原笹及口	土屋原	II-1425-2	御杖村土屋原(012)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-012-急-YR	0.05	
89	大野	土屋原	I-498-1	御杖村土屋原(013)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-013-急-YR	0.35	
90	大野	土屋原	I-498-2	御杖村土屋原(014)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-014-急-YR	0.68	
91	大野口	土屋原	I-1400	御杖村土屋原(015)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-015-急-YR	2.12	
92	土屋原イ	土屋原	II-1455	御杖村土屋原(016)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-016-急-YR	0.59	
93	土屋原口	土屋原	II-1456	御杖村土屋原(017)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-017-急-YR	0.83	
94	土屋原ハ	土屋原	II-1457-1	御杖村土屋原(018)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-018-急-YR	2.21	
95	土屋原ハ	土屋原	II-1457-2	御杖村土屋原(019)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-019-急-YR	0.46	
96	中村	土屋原	I-499-1	御杖村土屋原(020)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-020-急-YR	1.29	
97	中村	土屋原	I-499-2	御杖村土屋原(021)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-021-急-YR	0.93	
98	中村	土屋原	I-499-4	御杖村土屋原(022)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-022-急-YR	0.73 0.28	
99	中村	土屋原	I-499-5	御杖村土屋原(023)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-023-急-YR	2.17	
100	峯	土屋原	I-500-1	御杖村土屋原(024)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-024-急-YR	1.36	
101	峯	土屋原	I-500-1	御杖村土屋原(025)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-025-急-YR	0.82	
102	土屋原峯	土屋原	II-1429	御杖村土屋原(026)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-026-急-YR	1.81	
103	土屋原	土屋原	I-501-1	御杖村土屋原(027)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-027-急-YR	3.15	
	畑井		I-502-3			0.31	
104	土屋原	土屋原	I-501-2	御杖村土屋原(028)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-028-急-YR	0.38	
105	中村	土屋原	I-502-1	御杖村土屋原(029)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-029-1-急-YR	2.21 0.93	
	畑井	土屋原	I-502-2			御杖-土屋原-029-2-急-YR	1.84 0.93
	畑井	土屋原	I-502-3			御杖-土屋原-029-3-急-YR	0.14
	畑井	土屋原	I-502-4			御杖-土屋原-029-4-急-YR	0.06 0.01
106	畑井	土屋原	I-502-2	御杖村土屋原(030)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-土屋原-030-急-YR	0.65	
107	オンジ町下	桃俣	I-503-1	御杖村桃俣(001)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-001-急-YR	0.38	
108	オンジ町下	桃俣	I-503-2	御杖村桃俣(002)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-002-急-YR	1.22	
109	町下	桃俣	I-504-1	御杖村桃俣(003)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-003-急-YR	3.49	
110	菖蒲口	桃俣	I-505	御杖村桃俣(004)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-004-急-YR	1.78	
111	付谷	桃俣	I-506-1	御杖村桃俣(005)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-005-急-YR	4.45	
112	付谷	桃俣	I-506-2	御杖村桃俣(006)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-006-急-YR	0.07	

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	箇所名	所在地	箇所番号	指定区域名	区域番号	区域面積 (ha)
113	菖蒲	桃俣	I-507-1	御杖村桃俣(007)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-007-急-YR	0.25
114	菖蒲	桃俣	I-507-2	御杖村桃俣(008)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-008-急-YR	1.94
115	菖蒲	桃俣	I-507-3	御杖村桃俣(009)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-009-急-YR	1.25
116	菖蒲	桃俣	I-507-4	御杖村桃俣(010)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-010-急-YR	1.70
117	西出	桃俣	I-508-1	御杖村桃俣(011)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-011-急-YR	2.39
118	西出	桃俣	I-508-2	御杖村桃俣(012)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-012-急-YR	0.91
119	備後	桃俣	I-509	御杖村桃俣(013)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-013-急-YR	2.18
120	桃俣字井出	桃俣	I-1387-1	御杖村桃俣(014)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-014-急-YR	1.15
121	桃俣字井出	桃俣	I-1387-2	御杖村桃俣(015)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-015-急-YR	0.93
122	桃俣字町屋上イ	桃俣	II-1430	御杖村桃俣(016)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-016-急-YR	1.06
123	桃俣字町屋上口	桃俣	II-1431	御杖村桃俣(017)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-017-急-YR	0.37
124	桃俣字町屋上ハ	桃俣	II-1432	御杖村桃俣(018)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-018-急-YR	1.33
125	桃俣字町屋上ニ	桃俣	II-1433	御杖村桃俣(019)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-019-急-YR	0.60
126	桃俣字西出	桃俣	II-1450	御杖村桃俣(020)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-020-急-YR	2.18
127	桃俣字上出イ	桃俣	II-1451	御杖村桃俣(021)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-021-急-YR	2.55
128	桃俣字上出口	桃俣	II-1452-1	御杖村桃俣(022)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-022-急-YR	0.52
129	桃俣字上出口	桃俣	II-1452-2	御杖村桃俣(023)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-023-急-YR	3.35
130	桃俣字上出口	桃俣	II-1452-3	御杖村桃俣(024)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-024-急-YR	0.23
131	桃俣字上出口	桃俣	II-1452-4	御杖村桃俣(025)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-025-急-YR	0.80
132	桃俣字奥出イ	桃俣	II-1453-1	御杖村桃俣(026)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-026-急-YR	1.21
133	桃俣字奥出イ	桃俣	II-1453-2	御杖村桃俣(027)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-027-急-YR	0.59
134	桃俣字奥出口	桃俣	II-1454	御杖村桃俣(028)急傾斜地崩壊警戒区域	御杖-桃俣-028-急-YR	1.84

(令和7年4月25日現在)

## 12-2 土砂災害警戒区域（土石流）

No.	河川名	溪流名	大字	箇所番号	指定区域名	区域面積 (㎡)
1	神末川	—	神末	御杖J11(直)	御杖村神末(001)土石流警戒区域	0.58
2	神末川	オクナ谷	神末	御杖K I 8(直)	御杖村神末(002)土石流警戒区域	1.72
3	神末川	—	神末	御杖K II 7(直)	御杖村神末(003)土石流警戒区域	1.17
4	神末川	—	神末	御杖K II 8(直)	御杖村神末(004)土石流警戒区域	0.89
5	神末川	—	神末	御杖K II 9(直)	御杖村神末(005)土石流警戒区域	0.71
6	神末川	—	神末	御杖K II 10(直)	御杖村神末(006)土石流警戒区域	1.25
7	神末川	—	神末	御杖K II 11(直)	御杖村神末(007)土石流警戒区域	0.78
8	神末川	ヘイジ谷	神末	御杖K II 19(直)	御杖村神末(008)土石流警戒区域	0.41
9	神末川	—	神末	御杖K II 20-1(直)	御杖村神末(009)土石流警戒区域	3.24
10	神末川	—	神末	御杖K II 20-2(直)	御杖村神末(010)土石流警戒区域	3.47
11	神末川	—	神末	御杖K II 20-3(直)	御杖村神末(011)土石流警戒区域	2.43
12	神末川	—	神末	御杖K II 20-4(直)	御杖村神末(012)土石流警戒区域	3.6
13	神末川	—	神末	御杖K II 20-5(直)	御杖村神末(013)土石流警戒区域	2.39
14	神末川	—	神末	御杖K II 21-1(直)	御杖村神末(014)土石流警戒区域	3.24
15	神末川	—	神末	御杖K II 21-2(直)	御杖村神末(015)土石流警戒区域	3.27
16	神末川	—	神末	御杖K II 22(直)	御杖村神末(016)土石流警戒区域	0.99
17	神末川	—	神末	御杖K II 20-6(直)	御杖村神末(017)土石流警戒区域	2.65
18	神末川	—	神末	御杖K II 20-7(直)	御杖村神末(018)土石流警戒区域	2.7
19	名張川	—	神末	御杖K II 1-1(直)	御杖村神末(019)土石流警戒区域	5.52
20	名張川	—	神末	御杖K II 1-2(直)	御杖村神末(020)土石流警戒区域	6.73
21	名張川	—	神末	御杖K II 1-3(直)	御杖村神末(021)土石流警戒区域	5.45
22	名張川	—	神末	御杖K II 1-4(直)	御杖村神末(022)土石流警戒区域	7.14
23	名張川	—	神末	御杖K II 6(直)	御杖村神末(023)土石流警戒区域	0.35
24	神末川	—	神末	御杖K II 23(直)	御杖村神末(024)土石流警戒区域	1.88
25	神末川	—	神末	御杖K II 24(直)	御杖村神末(025)土石流警戒区域	1.09
26	神末川	小脇谷	神末	御杖K I 9(直)	御杖村神末(026)土石流警戒区域	2.33
27	神末川	—	神末	御杖K I 10(直)	御杖村神末(027)土石流警戒区域	3.9
28	神末川	北谷	神末	御杖K I 11-1(直)	御杖村神末(028)土石流警戒区域	1.39
29	神末川	北谷	神末	御杖K I 11-2(直)	御杖村神末(029)土石流警戒区域	13.28 0.04
30	神末川	北谷	神末	御杖K I 12(直)	御杖村神末(030)土石流警戒区域	2.99
31	神末川	ヤシロ谷	神末	御杖K I 13(直)	御杖村神末(031)土石流警戒区域	1.44
32	神末川	川合谷	神末	御杖K II 3(直)	御杖村神末(032)土石流警戒区域	2.08
33	神末川	—	神末	御杖K I 1-1(直)	御杖村神末(033)土石流警戒区域	2.16
34	神末川	—	神末	御杖K I 1-2(直)	御杖村神末(034)土石流警戒区域	2.59
35	神末川	—	神末	御杖K I 1-3(直)	御杖村神末(035)土石流警戒区域	3.17
36	神末川	—	神末	御杖K I 1-4(直)	御杖村神末(036)土石流警戒区域	3.54
37	神末川	—	神末	御杖K I 1-5(直)	御杖村神末(037)土石流警戒区域	3.67
38	神末川	—	神末	御杖K I 1-6(直)	御杖村神末(038)土石流警戒区域	3.6
39	神末川	—	神末	御杖K I 1-7(直)	御杖村神末(039)土石流警戒区域	3.2
40	神末川	—	神末	御杖K I 1-8(直)	御杖村神末(040)土石流警戒区域	2.32
41	神末川	—	神末	御杖K I 1-9(直)	御杖村神末(041)土石流警戒区域	1.89
42	神末川	トゴロ谷	神末	御杖K I 3(直)	御杖村神末(042)土石流警戒区域	3.00 0.00

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	河川名	溪流名	大字	箇所番号	指定区域名	区域面積 (㎡)
43	神末川	岡田の谷	神末	御杖K I 4(直)	御杖村神末(043) 土石流警戒区域	4.59
44	神末川	虎谷	神末	御杖K I 5(直)	御杖村神末(044) 土石流警戒区域	2.64
45	神末川	親谷	神末	御杖K I 6(直)	御杖村神末(045) 土石流警戒区域	4.25 0.02
46	神末川	—	神末	御杖K I 7(直)	御杖村神末(046) 土石流警戒区域	2.26
47	神末川	—	神末	御杖K I 49(直)	御杖村神末(047) 土石流警戒区域	1.05 0.01
48	神末川	—	神末	御杖K I 50(直)	御杖村神末(048) 土石流警戒区域	0.54
49	神末川	—	神末	御杖K I 51(直)	御杖村神末(049) 土石流警戒区域	0.42
50	神末川	堂の森	神末	御杖K I 52-1(直)	御杖村神末(050) 土石流警戒区域	1.46 0.01
51	神末川	堂の森	神末	御杖K I 52-2(直)	御杖村神末(051) 土石流警戒区域	1.52 0.07
52	神末川	堂の森	神末	御杖K I 52-3(直)	御杖村神末(052) 土石流警戒区域	1.98 0.01
53	神末川	仆ノ谷の 南側	神末	御杖K II 2(直)	御杖村神末(053) 土石流警戒区域	2.07
54	神末川	—	神末	御杖K II 12(直)	御杖村神末(054) 土石流警戒区域	2.22
55	神末川	—	神末	御杖K II 13(直)	御杖村神末(055) 土石流警戒区域	1.59
56	神末川	—	神末	御杖K II 14-1(直)	御杖村神末(056) 土石流警戒区域	1.31
57	神末川	—	神末	御杖K II 14-2(直)	御杖村神末(057) 土石流警戒区域	1.31
58	神末川	—	神末	御杖K II 15(直)	御杖村神末(058) 土石流警戒区域	3.12
59	神末川	—	神末	御杖K II 16(直)	御杖村神末(059) 土石流警戒区域	0.56
60	神末川	—	神末	御杖K II 17(直)	御杖村神末(060) 土石流警戒区域	1.3
61	神末川	—	神末	御杖K II 18(直)	御杖村神末(061) 土石流警戒区域	0.09
62	神末川	—	神末	御杖J12(直)	御杖村神末(062) 土石流警戒区域	0.08
63	神末川	—	神末	御杖J13(直)	御杖村神末(063) 土石流警戒区域	0.26
64	神末川	—	神末	御杖J14(直)	御杖村神末(064) 土石流警戒区域	0.16
65	神末川	—	神末	御杖J27(直)	御杖村神末(065) 土石流警戒区域	1.74
66	神末川	—	神末	御杖J30(直)	御杖村神末(066) 土石流警戒区域	0.24
	神末川	—	神末	御杖J28(直)	御杖村神末(067) 土石流警戒区域	2.30 —
	神末川	—	神末	御杖J29(直)	御杖村神末(068) 土石流警戒区域	4.18 —
67	菅野川	—	菅野	御杖K I 18(直)	御杖村菅野(001) 土石流警戒区域	1.19
68	菅野川	—	菅野	御杖K I 21(直)	御杖村菅野(002) 土石流警戒区域	3.76
69	菅野川	—	菅野	御杖K I 15	御杖村菅野(003) 土石流警戒区域	0.7
70	菅野川	トツガ <sup>カ</sup> カ谷	菅野	御杖K I 16	御杖村菅野(004) 土石流警戒区域	4.25 0.02
71	菅野川	—	菅野	御杖K I 17	御杖村菅野(005) 土石流警戒区域	0.093
72	菅野川	—	菅野	御杖K I 53	御杖村菅野(006) 土石流警戒区域	1.25
73	菅野川	—	菅野	御杖K I 54	御杖村菅野(007) 土石流警戒区域	3.31
74	菅野川	—	菅野	御杖K I 55	御杖村菅野(008) 土石流警戒区域	0.39
75	菅野川	—	菅野	御杖K I 56	御杖村菅野(009) 土石流警戒区域	3.56 0.01

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	河川名	溪流名	大字	箇所番号	指定区域名	区域面積 (㎡)
76	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ27	御杖村菅野(010)土石流警戒区域	1.91
77	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ28	御杖村菅野(011)土石流警戒区域	1.5
78	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ29	御杖村菅野(012)土石流警戒区域	0.98
79	菅野川	中ノ郷谷	菅野	御杖KⅠ14	御杖村菅野(013)土石流警戒区域	0.57
80	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ57	御杖村菅野(014)土石流警戒区域	2.93 0.01
81	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ4-1	御杖村菅野(015)土石流警戒区域	5.89
82	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ4-2	御杖村菅野(016)土石流警戒区域	4.84
83	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ4-3	御杖村菅野(017)土石流警戒区域	3.01
84	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ30	御杖村菅野(018)土石流警戒区域	1.7
85	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ31	御杖村菅野(019)土石流警戒区域	2.79
86	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ32	御杖村菅野(020)土石流警戒区域	0.84
87	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ33	御杖村菅野(021)土石流警戒区域	0.1
88	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ19-1	御杖村菅野(022)土石流警戒区域	4.70 0.01
89	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ19-2	御杖村菅野(023)土石流警戒区域	3.60 0.01
90	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ20	御杖村菅野(024)土石流警戒区域	1.62
91	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ34	御杖村菅野(025)土石流警戒区域	1.47
92	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ35	御杖村菅野(026)土石流警戒区域	0.9
93	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ36	御杖村菅野(027)土石流警戒区域	1.00 0.02
94	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ22	御杖村菅野(028)土石流警戒区域	1.86 —
95	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ23	御杖村菅野(029)土石流警戒区域	6.53 0.01
96	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ24	御杖村菅野(030)土石流警戒区域	1.22
97	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ25	御杖村菅野(031)土石流警戒区域	3.81
98	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ26	御杖村菅野(032)土石流警戒区域	1.36
99	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ25	御杖村菅野(033)土石流警戒区域	5.55 0.01
100	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ26-1	御杖村菅野(034)土石流警戒区域	6.91 0.02
101	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ26-2	御杖村菅野(035)土石流警戒区域	6.59 0.02
102	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ27	御杖村菅野(036)土石流警戒区域	2.36
103	菅野川	ネコガ谷	菅野	御杖KⅠ28	御杖村菅野(037)土石流警戒区域	2
104	菅野川	—	菅野	御杖KⅡ37	御杖村菅野(038)土石流警戒区域	0.53
105	菅野川	—	菅野	御杖J15	御杖村菅野(039)土石流警戒区域	1.22
106	菅野川	—	菅野	御杖J16	御杖村菅野(040)土石流警戒区域	0.6
107	菅野川	—	菅野	御杖KⅠ29	御杖村菅野(041)土石流警戒区域	1,89
108	名張川	—	菅野	御杖KⅡ38	御杖村菅野(042)土石流警戒区域	4.77
109	名張川	—	菅野	御杖KⅡ39-1	御杖村菅野(043)土石流警戒区域	2.08
110	名張川	—	菅野	御杖KⅡ39-2	御杖村菅野(044)土石流警戒区域	2.35
111	笹及川	—	土屋原	御杖KⅠ39	御杖村土屋原(001)土石流警戒区域	1.89

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	河川名	溪流名	大字	箇所番号	指定区域名	区域面積 (㎡)
						0.01
112	笹及川	—	土屋原	御杖K I 58	御杖村土屋原(002)土石流警戒区域	1.95 0.03
113	笹及川	—	土屋原	御杖K I 59	御杖村土屋原(003)土石流警戒区域	1.54
114	笹及川	—	土屋原	御杖K II 40	御杖村土屋原(004)土石流警戒区域	1.53
115	青蓮寺川	谷ノ奥谷	土屋原	御杖K I 38	御杖村土屋原(005)土石流警戒区域	2.99
116	笹及川	小松谷	土屋原	御杖K I 40	御杖村土屋原(006)土石流警戒区域	2.64 0.33
117	青蓮寺川	大野谷左岸	土屋原	御杖K I 41	御杖村土屋原(007)土石流警戒区域	3.99
118	青蓮寺川	—	土屋原	御杖K I 60	御杖村土屋原(008)土石流警戒区域	0.66
119	青蓮寺川	小原谷	土屋原	御杖K II 41	御杖村土屋原(009)土石流警戒区域	3.08 —
120	青蓮寺川	—	土屋原	御杖K II 42	御杖村土屋原(010)土石流警戒区域	2.39 0.01
121	青蓮寺川	—	土屋原	御杖K II 43	御杖村土屋原(011)土石流警戒区域	1.62
122	青蓮寺川	—	土屋原	御杖K II 44	御杖村土屋原(012)土石流警戒区域	0.41
123	青蓮寺川	—	土屋原	御杖K II 45	御杖村土屋原(013)土石流警戒区域	0.71
124	青蓮寺川	—	土屋原	御杖J17	御杖村土屋原(014)土石流警戒区域	0.76
125	青蓮寺川	—	土屋原	御杖J18	御杖村土屋原(015)土石流警戒区域	1.72
126	青蓮寺川	—	土屋原	御杖J19-1	御杖村土屋原(016)土石流警戒区域	0.75
127	青蓮寺川	—	土屋原	御杖J19-2	御杖村土屋原(017)土石流警戒区域	0.69
128	青蓮寺川	—	土屋原	御杖J25	御杖村土屋原(018)土石流警戒区域	0.87
129	青蓮寺川	—	土屋原	御杖J26	御杖村土屋原(019)土石流警戒区域	0.46
130	青蓮寺川	ショウテン谷	土屋原	御杖I33	御杖村土屋原(020)土石流警戒区域	3.69
131	青蓮寺川	—	土屋原	御杖I34	御杖村土屋原(021)土石流警戒区域	3.12
132	青蓮寺川	フロノ谷	土屋原	御杖K I 35	御杖村土屋原(022)土石流警戒区域	3.67 —
133	青蓮寺川	大谷	土屋原	御杖K I 36	御杖村土屋原(023)土石流警戒区域	4.09 —
134	青蓮寺川	上ノ谷	土屋原	御杖K I 37	御杖村土屋原(024)土石流警戒区域	3.28 0.01
135	青蓮寺川	スミガマ-1	土屋原	御杖 I -42-1	御杖村土屋原(025)土石流警戒区域	2.01
136	青蓮寺川	スミガマ-2	土屋原	御杖 I -42-2	御杖村土屋原(026)土石流警戒区域	2.05
137	青蓮寺川	—	土屋原	御杖 II 46	御杖村土屋原(027)土石流警戒区域	1.93
138	青蓮寺川	水口谷	土屋原	御杖K I 32	御杖村土屋原(028)土石流警戒区域	2.68 0.89
139	青蓮寺川	—	土屋原	御杖K I 30	御杖村土屋原(029)土石流警戒区域	3.33 0.02
140	青蓮寺川	畑井谷	土屋原	御杖K I 31	御杖村土屋原(030)土石流警戒区域	4.54 0.12
141	桃俣川	—	桃俣	御杖K I 43(直)	御杖村桃俣(001)土石流警戒区域	3.00
142	桃俣川	桃栗谷	桃俣	御杖K I 44(直)	御杖村桃俣(002)土石流警戒区域	3.66

## 12. 土砂災害警戒区域関係

No.	河川名	溪流名	大字	箇所番号	指定区域名	区域面積 (㎡)
143	桃俣川	堂ノ谷	桃俣	御杖K I 45(直)	御杖村桃俣(003)土石流警戒区域	4.16
144	桃俣川	オコ谷	桃俣	御杖K I 46(直)-a	御杖村桃俣(004)土石流警戒区域	5.78
145	桃俣川	オコ谷	桃俣	御杖K I 46(直)-b	御杖村桃俣(005)土石流警戒区域	5.15
146	桃俣川	—	桃俣	御杖K I 47(直)	御杖村桃俣(007)土石流警戒区域	2.08
147	桃俣川	妙徳寺の 南の谷	桃俣	御杖K I 48(直)	御杖村桃俣(008)土石流警戒区域	2.62
148	桃俣川	—	桃俣	御杖K I 61(直)	御杖村桃俣(009)土石流警戒区域	2.29
149	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 5(直)	御杖村桃俣(010)土石流警戒区域	1.84
150	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 48(直)	御杖村桃俣(011)土石流警戒区域	1.79
151	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 49(直)	御杖村桃俣(012)土石流警戒区域	2.55
152	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 50(直)	御杖村桃俣(013)土石流警戒区域	2.38
153	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 51(直)	御杖村桃俣(014)土石流警戒区域	1.44
154	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 52(直)	御杖村桃俣(015)土石流警戒区域	0.59
155	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 53(直)	御杖村桃俣(016)土石流警戒区域	0.75
156	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 54(直)	御杖村桃俣(017)土石流警戒区域	1.13
157	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 55(直)	御杖村桃俣(018)土石流警戒区域	0.74
158	西杉川	—	桃俣	御杖K II 56(直)-a	御杖村桃俣(019)土石流警戒区域	1.66
				御杖K II 56(直)-b	御杖村桃俣(020)土石流警戒区域	1.74
159	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 57(直)	御杖村桃俣(021)土石流警戒区域	1.04
160	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 58(直)	御杖村桃俣(022)土石流警戒区域	2.45
161	桃俣川	—	桃俣	御杖K II 59(直)	御杖村桃俣(023)土石流警戒区域	3.21
162	西杉川	—	桃俣	御杖J1(直)	御杖村桃俣(024)土石流警戒区域	4.55
163	西杉川	—	桃俣	御杖J2(直)	御杖村桃俣(025)土石流警戒区域	4.61
164	西杉川	—	桃俣	御杖J3(直)	御杖村桃俣(026)土石流警戒区域	2.08
165	西杉川	—	桃俣	御杖J4(直)	御杖村桃俣(027)土石流警戒区域	1.15
166	西杉川	—	桃俣	御杖J5(直)	御杖村桃俣(028)土石流警戒区域	1.22
167	西杉川	—	桃俣	御杖J6(直)	御杖村桃俣(029)土石流警戒区域	1.22
168	西杉川	—	桃俣	御杖J7(直)	御杖村桃俣(030)土石流警戒区域	0.69
169	桃俣川	—	桃俣	御杖J8(直)	御杖村桃俣(031)土石流警戒区域	0.28
170	桃俣川	—	桃俣	御杖J9(直)	御杖村桃俣(032)土石流警戒区域	0.48
171	桃俣川	—	桃俣	御杖J10(直)	御杖村桃俣(033)土石流警戒区域	0.64

(令和7年4月25日現在)

## 13. 災害復旧資金・融資関係

## 13-1 災害弔慰金・災害障害見舞金

(根拠法令等：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

災害弔慰金の支給等に関する条例（平成4年6月22日条例第16号）

改正 平成24年3月9日条例第9号

平成31年3月6日条例第6号

令和2年3月10日条例第2号

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	<p>自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1. 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること</p>	<p>1. 実施主体 村</p> <p>2. 経費負担 国1/2</p>	<p>死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母</p>	<p>1. 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内</p> <p>2. その他の場合 250万円以内</p>	<p>1. 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2. 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(村長の判断による)</p>
災害障害見舞金	<p>2. 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること</p> <p>3. 県内において、5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上あること</p> <p>4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>	<p>県1/4</p> <p>村1/4</p>	<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <p>1. 両眼が失明した者</p> <p>2. 咀嚼及び言語の機能を廃した者</p> <p>3. 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>4. 両上肢をひじ関節から先を失った者</p> <p>5. 両上肢の用を全廃した者</p> <p>6. 両下肢をひざ関節の先から失った者</p> <p>7. 両下肢の用を全廃した者</p> <p>8. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる</p>	<p>1. 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内</p> <p>2. その他の場合 125万円以内</p>	<p>②下記の規則等に基づく支給がある場合</p> <p>7. 警察表彰規則</p> <p>8. 消防表彰規則</p> <p>9. 賞じゅつ金に関する訓令</p> <p>③その他村長が支給を不相当と認める場合</p>

13-2 災害援護資金の貸付

(根拠法令等：災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号))

災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成4年6月22日条例第16号)

改正 平成24年3月9日条例第9号

平成31年3月6日条例第6号

令和2年3月10日条例第2号

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害	1. 実施主体 村	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯  1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合1人増すごとに30万円を加算した額  但し、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1. 世帯主の1ヵ月以上の負傷 ア. 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ. 家財の損害かつ住宅の損害なし 250万円以内 ウ. 住居の半壊 270万円以内 エ. 住居の全壊 350万円以内  2. 世帯主の負傷なし ア. 家財の損害があり、住宅の損害がない 150万円以内 ウ. 住居の半壊 170万円以内 エ. 住居の全壊 250万円以内 エ. 住居全体の滅失又は流失 350万円以内  3. 1と2が重複した場合 ア. 1と2イが重複 350万円以内 イ. 1と2イが重複 250万円以内 ウ. 1と2ウが重複 350万円以内  4. 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア. 2イの場合 250万円以内 イ. 2ウの場合 350万円以内 3イの場合 350万円以内	1. 申請 被害を受けた後3ヵ月以内 2. 据置期間 3年 (特別の事情のある場合5年) 3. 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情のある場合5年) 4. 償還方法 年賦又は半年賦 5. 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 6. 延滞利息 年 10.75%
		2. 経費負担 国2/3 県1/3			

## 13-3 生活福祉資金の貸付

(根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号））

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	災害援護資金	1. 実施主体 県社会福祉協議会 2. 窓口 村社会福祉協議会及び民生委員	災害を受けたことにより窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1. 据置期間 6か月以内 2. 償還期間 据置期間経過後貸付金額により3年～7年以内 3. 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	住宅資金		災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯	150万円以内 (特に必要と認められる場合250万円以内)	1. 据置期間 6ヵ月以内 2. 償還期間 据置期間経過後貸付金額により3年～7年以内 (左記の特に必要と認められる場合9年以内) 3. 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	重複貸付	被害の程度に応じて、上記資金の重複貸付が可能である実施主体等	上記のとおり	1. 家財のみ破損 150万円以内 2. 住宅の半壊・半焼 170万円以内 3. 住宅の全壊・全焼 250万円以内 4. 3の場合でかつ特別の事情のある場合 350万円以内 5. 上記2・3において被災した住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (上記2の場合) 250万円以内 (上記3の場合) 350万円以内	

## 13-4 母子・父子・寡婦福祉資金

(根拠法令：母子及び寡婦福祉法)

## ■母子父子福祉資金

母子家庭の母又は父子家庭の父等（配偶者のない女子及び男子で、現に20歳未満の児童を扶養している親又はその扶養している児童等）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

## ■寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

資金名	貸付対象等		貸付限度額	利子
事業開始資金	ひとり親家庭の親 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	個人 2,830,000円 団体 4,260,000円	無利子 (連帯保証人なし 年 1.5%)
事業継続資金	ひとり親家庭の親 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運営資金	1,420,000円	無利子 (連帯保証人なし 年 1.5%)

### 13-5 被災者生活再建支援金

(根拠法令：被災者生活再建支援法(平成19年法律第66号))

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

#### 1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した県の区域内の他の市町村(人口10万人未満に限る)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (5) (3)又は(4)に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村(人口10万人未満に限る)で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満に限る)の区域であって、5(人口5万人未満の市町村にあつては2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

#### 2 支援金の対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

#### 3 支給額

(1) 複数世帯の場合(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
長期避難世帯	賃借(公営住宅を除く)	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅を除く)	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借(公営住宅を除く)	—	25	25

## 13. 災害復旧資金・融資関係

## (2) 単数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅を除く)	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅を除く)	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借(公営住宅を除く)	—	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

## 13-6 農業災害に対する融資制度

## ■日本政策金融公庫からの融資

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち 据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設災害復旧) 農協等が設置する農産物の 生産・流通・加工・販売に必 要な共同利用施設等の復旧	農協・農協連、土地改 良区・同連合会、5割 法人・団体、農業共済 組合・同連合会等	日本政策金融公 庫の定める利率 による (変動有り)	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 農業用施設、果樹の定植、樹 園地の整備、果樹棚の設置、 樹苗養成費等	農業を営む者 農協・農協連		15～25年 以内	3～10年 以内
農業基盤 整備資金	農地、牧野又はその保全、若 しくは利用上必要な施設の 災害復旧	農業を営む者、土地改 良区・同連合会、農 協・農協連等	日本政策金融公 庫の定める利率 による (変動有り)	25年以内	10年以内
農林漁業 セーフティ ネット 資金	天災等による物的損害で農 業経営に著しい支障を受け た経営の再建	農業を営む者	日本政策金融公 庫の定める利率 による (変動有り)	15年以内	3年以内

(注) 日本政策金融公庫 農林水産事業利率一覧

## ■経営資金等の融通

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還 期間	貸付 限度額
天 災 資 金	一般 天災 (注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、 家畜、薪炭原木、しいた けほだ木、漁具、稚魚、 漁業用燃料等購入、漁船 の建造・取得等農林漁業 経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収 量30%以上の減収でか つ年収入10%以上の損 失額又は30%以上の樹 体損失額のある者 ②林業、漁業にあつて は、年収入10%以上の損 失額のある者又は50% 以上の施設損失額のある者	3.0%以内  ～  6.5%以内 (注2)	3～6年 以内	個人 200万円  法人 2,500万円
					4～7年 以内	個人 250万円 法人 2,500万円
	一般 天災 (注1)	天災により被害を受け たために必要となった 事業運転資金	在庫品等に著しい被害を 受けた農協、農協連、森組、 森組連、水協	6.5% 以内	3年 以内	組合 2,500万円  連合会 5,000万円  組合 5,000万円  連合会 7,500万円

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。

2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められる。

## 13-7 林業災害に対する融資制度

## ■日本政策金融公庫からの融資

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち 据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要な共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	日本政策金融公庫の定める利率による (変動有り)	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者		15年以内	3年以内
林業基盤整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧 〈補助対象事業〉 (種苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会  樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	日本政策金融公庫の定める利率による (変動有り)	30年以内	20年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合		15年以内	5年以内
農林漁業セーフティネット資金	天災等による物的損害で林漁経営に著しい支障を受けた経営の再建	林業を営む者	日本政策金融公庫の定める利率による (変動有り)	10年以内	3年以内

(注) 日本政策金融公庫 農林水産事業利率一覧

## 14. り災関係

## 14-1 り災証明申請書

御杖村長 様 担当者

※太枠内を記入してください。 年 月 日

申請者	住所					
	現在の連絡先				TEL	
	ふりがな 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他( )				
り災者	住所					
	現在の連絡先					
	ふりがな 氏名					
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してください。)	御杖村					
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家	<input type="checkbox"/> 借家(所有者住所・氏名) ( )			
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊				調査済証 整理番号	
り災原因	年 月 日に発生した〇〇〇〇(災害の種類)による。					

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

<b>委任状</b>	
御杖村長 様	年 月 日
上記申請者	にり災証明書の請求・受領について委任します。
	住所 委任者 氏名 印

## 御杖村確認欄

本人 確認 欄	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 職員による確認
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 外国人登録証	<input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 納税通知書	

14-2 り災証明書

り災第 号

り 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

り災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊（準半壊） <input type="checkbox"/> 一部損壊（10%未満）（仮称）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

御杖村長      ○○ ○○      印

## 15. 災害救助法関係

## 15-1 災害救助法の適用基準

市町村名		人口（人） 令和2年国勢調査 確定値	適用基準（滅失世帯）	
			1号基準	2号基準
宇陀郡	御杖村	1,479	30	15

## ※適用基準

## 1号基準

各市町村ごとに当該基準以上の世帯滅失数で適用

## 2号基準

県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用

## 3号基準

- ・県全体で7,000世帯以上の滅失で適用
- ・災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家の滅失で適用”

## 4号基準

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で以下の基準に該当すれば適用

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※滅失世帯算定基準 全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり……1世帯

半壊、半焼した世帯1世帯あたり……1/2世帯

床上浸水した世帯1世帯あたり……1/3世帯

市町村の人口	滅失世帯
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上 15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上 30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上 50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

(注) 人口は、地方自治法第25条又は同法施行令第176条に規定する人口（直近の国勢調査確定値）

## 15-2 救助の種類及び実施機関

救 助 の 種 類	実施機関
1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 災害にかかった者の救出 4 埋葬 5 遺体の搜索及び処理	村 長
6 応急仮設住宅の供与 7 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 8 医療及び助産 9 災害にかかった住宅の応急修理 10 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 11 学用品の給与 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知 事

## 15-3 救助の程度と期間

令和6年7月9日施行

(災害救助法施行令(令和6年8月1日内閣府告示第102号)より抜粋)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水	当該地域における通常	災害発生の日	輸送費、人件費は別途計上

15. 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
	を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	の実費	から7日以内						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
		全焼	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		流失	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
半壊	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
床上浸水									
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり51,500円以内	災害発生日から10日以内						
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり	災害発生日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23						

15. 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	準半壊以外 717,000 円以内 準半壊 348,000 円以内	条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。 生業費 一件当たり 30,000 円 就職支度費 1 件当たり 150,000 円	貸与期間 2年以内 利子 無利子 災害発生の日から1月以内に完了	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学校生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 226,100 円以内 小人 (12歳未満) 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,600 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

15. 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		検案 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第 2 条から第 13 条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第 14 条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

15. 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 15-4 災害救助関係整備書類

災害救助の種類	整備する書類
(1) 収容施設の供与 (7) 避難所の設置	1 救助実施記録日計表 (様式30) 2 避難所用物資受払簿(救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 避難所設置及び収容状況 (様式7) 4 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
(i) 応急仮設住宅の設置	1 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類 2 応急仮設住宅台帳 (様式8) 3 建築のための工事 (契約書、設計書、仕様書等) 関係書類 4 救助実施記録日計表 (様式30) 5 応急仮設住宅敷設賃借契約書 6 応急仮設住宅使用賃借契約書
(2) 炊き出しその他の食品の供与	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 炊き出し、その他による食品給与用物資受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 炊き出し給与状況 (様式9) 4 炊き出し用品借用簿 5 購入代金等支払証拠書類
(3) 飲料水の供給	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 給用水用機械器具、燃料、浄水用薬品資材受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 飲料水の供給簿 (様式10) 4 支払関係証拠書類及び物品受払関係書類
(4) 被服寝具その他生活必需品給与 又は貸与	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 被服寝具等受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 物資の給与状況 (様式11) 4 救助物資受領書 5 救助物資給与関係調達、支払証拠書類
(5) 医療及び助産 (7) 医療	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 医療品衛生材料受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 救護班活動状況 (様式12) 4 病院、診療所医療実施状況 (様式13) 5 医療関係支払証拠書類
(i) 助産	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 医療品衛生材料受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 助産台帳 (様式14) 4 支払関係証拠書類
(6) 災害にかかった者の救出	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 被災者救出用の機械、器具、燃料受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 被災者救出状況記録簿 (様式15) 4 救出費用支払及び物品関係証拠書類
(7) 災害にかかった住宅の応急修理	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 住宅応急処理記録簿 (様式16) 3 修理のための工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等) 4 工事代金等支払関係証拠書類
(8) 学用品の給与	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 学用品の給与状況 (様式18) 3 学用品購入支払関係証拠書類
(9) 埋葬	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 埋葬台帳 (様式19) 3 埋葬、支払関係証拠書類
(10) 死体の搜索	1 救助実施記録日計票 (様式4) 2 搜索用機械、器具、燃料受払簿 (救助の種目別物資受払状況) (様式6) 3 死体の搜索状況記録簿 (様式20の2) 4 搜索費用支払及び物品関係等証拠書類
(11) 死体の処理	1 救助実施記録日計票 (様式4)

## 15. 災害救助法関係

災害救助の種類	整備する書類
	2 死体処理台帳（様式20） 3 死体処理費支出関係証拠書類
(12) 障害物の除去 (土石・竹林等の除去)	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 障害物除去の状況（様式21） 3 除去のための工事関係書類（契約書、仕様書等） 4 除去費支払関係証拠書類
(13) 応急救助のための輸送	1 救助実施記録日計票（様式4号） 2 燃料及び消耗品等受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（様式6号） 3 輸送記録簿（様式22号） 4 輸送に関する支払関係証拠書類
(14) 応急救助のための賃金職員等	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 賃金職員等雇い上げ台帳（様式22の2）
(15) 従事命令による実費弁償	令第10条第1号から第10号までに従事する者の従事状況 （様式23）
(16) 救助に要した事務費	1 救助事務費一覧表（様式28） 2 救助事務費（旅費）（様式28-1） 3 旅行命令簿、旅費支払書類等 4 救助事務費（時間外手当等）（様式28-2） 5 超過勤務命令簿、支給額一覧表等 6 救助事務費（その他）（様式28-3） 7 事務費に関する支払関係証拠書類

表中記載の様式とは、災害救助法関係様式を示す。

## 16. 関係条例等

### 16-1 御杖村防災会議条例

#### ○御杖村防災会議条例

(昭和37年10月4日条例第182号)

**改正** 平成10年3月18日条例第2号  
平成12年3月21日条例第1号  
平成24年9月5日条例第21号  
平成26年3月31日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、御杖村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御杖村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 奈良県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 奈良県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (3) 議長
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから村長が任命する者及び消防団長
  - (7) 前各号に定めるほか、村長が特に必要と認める者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、20人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるものの外、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

16. 関係条例等

附 則(平成10年3月18日条例第2号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第1号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月5日条例第21号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第13号)  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 16-2 御杖村災害対策本部条例

### ○御杖村災害対策本部条例

(平成10年3月18日条例第11号)

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、御杖村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成24年9月5日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 16-3 御杖村消防団条例

#### ○御杖村消防団条例

(昭和41年3月23日条例第6号)

改正 昭和42年10月1日条例第69号 昭和43年2月3日条例第5号  
昭和45年3月14日条例第15号 昭和50年3月13日条例第7号  
昭和52年9月24日条例第14号 昭和54年9月29日条例第16号  
昭和62年3月12日条例第2号 昭和63年3月23日条例第12号  
平成元年3月16日条例第2号 平成2年3月15日条例第2号  
平成3年3月16日条例第8号 平成4年3月31日条例第8号  
平成11年3月24日条例第9号 平成14年3月27日条例第5号  
平成16年3月12日条例第4号 平成17年3月14日条例第11号  
平成20年3月25日条例第7号 平成22年3月11日条例第2号  
平成26年3月10日条例第3号 平成27年12月25日条例第27号  
平成30年3月19日条例第5号 令和6年3月11日条例第7号  
令和7年3月6日条例第15号

(通則)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第266号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の任免、定員、懲戒、服務、報酬について定めるものとする。

(消防団の設置等)

第2条 本村に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 区域

御杖村消防団 御杖村一円

(任命)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より村長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 本村に居住又は勤務する年齢満18年以上であること。
- (2) 団長の場合は、志操堅固、身体強健であつて団長たるに足るものとして消防団より推せんされた者であること。

(団員)

第4条 団員の定員は、70人とする。

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、予め文書を以つて任命権者に願出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第6条 団員であつて次の各号の一に該当する者があるときは、任命権者は、これを懲戒することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

第7条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務規則)

第8条 団員は、団長の召集によつて出動し、服務するものとする。

2 団員は、招集を受けない場合であつても水火災その他の災害の発生を知つたときは、予め指揮するところに従い直ちに出勤し職務に就かなければならない。

第9条 団員は、予め定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第10条 団員であつて3ヶ月以上居住地を離れる場合は、団長にあつては村長に、副団長又はその他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

2 特別の事情によるのほか、団員が6ヶ月以上離村した場合は、自然に退団したものとみなす。

第11条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当る心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当らなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあつてはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義を以つて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又これに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義を以つてみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当り職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員の年額報酬は、別表第1に定める額とする。

3 団員が災害、特別な訓練等に出動したときは、別表第2に定める額を出動報酬として支給する。

4 報酬の支給方法については、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 御杖村消防団設置条例(昭和22年10月御杖村条例第29号)及び消防団給与条例(昭和22年10月御杖村条例第30号)及び御杖村消防団服務規律及び懲戒条例(昭和22年10月御杖村条例第31号)は、この条例の施行とともに廃止する。

附 則(昭和42年10月1日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年10月1日から適用する。

## 16. 関係条例等

附 則(昭和43年2月3日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度から適用する。

附 則(昭和45年3月14日条例第15号)

この条例は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月13日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年9月24日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則(昭和54年9月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月12日条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月16日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年3月15日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月16日条例第8号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第8号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月12日条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日条例第11号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 16. 関係条例等

附 則(平成22年3月11日条例第2号)  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日条例第3号)  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第27号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月19日条例第5号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月11日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
(御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の廃止)
- 2 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例(昭和42年10月1日条例第15号)は、廃止する。

附 則(令和7年3月6日条例第15号)  
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

団員年額報酬

階級 年額報酬(円)

団長	140,000
副団長	70,000
分団長	67,000
副分団長	42,000
班長	39,000
団員	36,500

別表第2(第13条関係)

出動報酬額

出動種別 1日当たりの出動報酬額(円)

災害(火災・水害・地震等)	8,000
人命捜索	8,000
特別な訓練等	4,000

備考 1日の出動時間が4時間未満のときの出動報酬額は、1日当たりの出動報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

## 16-4 御杖村火入れに関する条例

### ○御杖村火入れに関する条例

(昭和60年3月14日条例第14号)

#### (目的)

第1条 この条例は、御杖村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### (許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、別記様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況(林況、人家、道路、河川、堰等)及び防火の設備の位置を示す見取図並びに火入れ地を記入した管内図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- (4) 隣接所有者又は管理者の火入れの同意書

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

#### (許可の要件)

第3条 村長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

#### (許可証の交付等)

第4条 村長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 村長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

#### (許可後における指示)

第5条 村長は、火入れの許可をした後において延焼その他災害のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

#### (許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

#### (許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.3ヘクタール以下に区画し、その1区画の火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、村長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を村長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は火入が終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに村長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入の実施の指揮監督に当らなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅10メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については20メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 1ヘクタールまでは15人以上

(3) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鉋、鎌、スコップ、チェーンソー、火たたき、ブッシュクリーナー等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出に着手し、午後3時までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、消防長(消防署長)に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

## 16. 関係条例等

(消防長(消防署長)への通知等)

第16条 村長は火入れの許可を行つた場合には、消防長(消防署長)にその旨通知するものとする。

2 村長は火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 村長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるすることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月8日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(条例第2条関係)

火入許可申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(条例第4条関係)

火入許可証

[別紙参照]

## 別記様式第1号(条例第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
御杖村長 殿		
申請者 住 所 氏 名		
次のように火入れを行いたいので許可されたく「御杖村火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所 有 区 分	国有地( )、公有地( )、私有地( )
	面 積	総面積           ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ   2 開墾準備   3 害虫駆除   4 焼畑 5 採草地改良	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火 入 従 事 者	男       人、女       人、計       人
	防 火 帯	延長       メートル、幅員       メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入：2 その他の( )には土地現況を記入：3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

別記様式第2号(条例第4条関係)

火 入 許 可 証	
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>許可番号 号</p> <p>申請人 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">御杖村長 印</p> <p>月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。</p>	
火 入 れ 場 所	
面 積	総面積          ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)
火 入 れ 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

## 16-5 災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成4年6月22日条例第16号)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もつて村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認めるものに支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡したものの1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせたものについての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、村長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時に於いてその属する世帯の生計を主として維持していた場合に於ては250万円とし、その他の場合に於ては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
  - ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ハ 住居が半壊した場合 270万円
  - ニ 住居が全壊した場合 350万円

## 16. 関係条例等

- (2) 世帯世の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - ロ 住居が半壊した場合 170万円
  - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円
  - ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据え置き期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

### (利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

### (償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還「又は、半年賦償還」とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

### (規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 御杖村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年6月18日条例第18号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月9日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月6日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 16-6 御杖村地域開発指導要綱

## ○御杖村地域開発指導要綱

(平成11年3月30日要綱第3号)

## (目的)

第1条 この要綱は、御杖村地内において開発事業を行なうものに対し、関係法令に定めあるもののほか、必要な指導等を行ない無秩序な開発行為を防止し、自然と調和した明るく豊かな住みよい村づくりに寄与するため、公共及び公益施設等の整備について適正な施行を推進し、健全な村の発展と秩序ある生活環境の整備と維持を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「開発事業」とは、住宅・工場等、主として建築物の建築の用に供する目的、またはレジャー施設等の建設の用に供する目的をもって、土地の造成または放牧場等区画形質を変更することをいう。
- (2) 「開発区域」とは、開発事業を行なう一団の土地の区域をいう。
- (3) 「公共施設」とは、道路(交通安全施設を含む)、河川、公園、緑地、広場、用排水路及び消防の用に供する水利施設、貯水施設、防犯灯等をいう。
- (4) 「公益的施設」とは、幼稚園、小学校及び中学校等の教育施設並びに保育所、診療所、水道、し尿処理、ごみ処理、公民館、集会所、消防署、警察官派出所、村役場(出先機関)及び駐車場等の施設をいう。
- (5) 「文化財」とは、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財包蔵地及びその付近地等をいう。
- (6) 「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等をいう。

## (適用範囲)

第3条 本村において500平方メートル以上(同一事業主の行なう事業規模が合算して500平方メートル以上のものを含む。)の開発規模の開発行為を施行しようとする者(以下「事業主」という。)に適用する。

- 2 開発規模が500平方メートル未満であつても、公害発生等のおそれのあるもの、または村長が特に必要と認めるときは、この要綱の規定を適用することができる。
- 3 この要綱は、国及び地方公共団体が施行する開発行為には適用しない。但し、第3セクター方式による開発事業は除く。

## (申出及び同意)

第4条 事業主は、前条に規定する開発行為を企画したときには、速やかに村長に申し出て協議を行い、同意を得なければならない。

- 2 前項の申し出については、法令に基づく許認可の申請、または同意を求める事前の基本計画を策定するとき、別に定める開発行為協議書に関係書類を添えて村長に協議するものとする。
- 3 村長は、第1項による申し出のあつた事業についてその内容を審査し、関係法令及び指導要綱の定め適合するものであると認めた場合は、同意を与えるものとする。

## (指示)

第5条 村長は第4条の規定により協議のあつた事業主に対し、関連する公共施設、公益的施設の整備、その他必要な事項を指示するとともに、施設の規模、管理方法、引継及び費用負担等について指示することができるものとする。

- 2 村長は、事業主に対し必要な事項を指示するにあつては、事前に関係者及び関係団体等の意見を聞くものとする。
- 3 事業主は、村長の指定する担当課及び関係団体等と緊密な連絡を保ち、且つ、その指示に従つて事業を行なわなければならない。

## (公共施設等の施行)

第6条 事業主は、第2条第3号に定める公共施設を自己の費用で入念に施行するとともに、開発事業に関連する

区域外の公共施設についても自己の費用で入念に施行しなければならない。また、同条第4号に定める公益的施設についても村長が必要と認めたものについては同様とする。

(公共施設等の検査引継管理)

第7条 事業主は前条による施設を村に引き継ぐ場合は、あらかじめ村長の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果において不備な箇所があるときは、事業主は当該箇所を整備するとともに、それに要した費用の全てを負担しなければならない。
- 3 村の管理または所有に属せしめようとする公共施設等の維持管理に要する経費は村長と事業主が協議し、その負担及び期間を決定するものとする。

(道路等)

第8条 事業主は、道路の工事を行なう場合は、工事施行承認申請書(様式は別に定める)を道路管理者へ提出するとともに、新設または改良した道路を村の管理に移すこととなるものは、自己の負担により舗装するものとし、その工法については村長と協議しなければならない。

- 2 開発事業のため自動車等が村管理の道路を通行中、道路及び付属物並びに埋設物等に損傷を与えた場合は、事業主の責任と費用負担によつて村長の指示に従い直ちに原形に復旧しなければならない。
- 3 開発事業にあたり自動車等が道路を通行するため関係地域住民等より苦情があつた場合は、事業主の責任によつて解決する方途を講じなければならない。

(交通安全対策等)

第9条 事業主は、開発区域内及び関連する区域外の交通安全対策等について関係機関と協議のうえ必要な措置並びに施設を設置しなければならない。

(公園・広場等)

第10条 事業主は、開発区域面積が3,000平方メートル以上であつて当該区域に住宅建設がなされる場合は、開発区域面積の3%以上の面積を有する公園または広場等を設けるものとする。

(利率)

第11条 事業主は開発区域から流出する雨水または汚水を排水するための施設を設置しなければならない。但し、この施設にあつては関係水利団体及び河川、水路の管理者等の同意を得た後に村長と協議するものとする。

(消防水利施設)

第12条 事業主は開発区域内に村長と協議のうえ消防水利施設を基準に添うよう設置しなければならない。

(用水の確保)

第13条 開発区域内の生活用水及び事業用水については、事業主の責任と費用負担においてこれを確保しなければならない。

- 2 事業主は、前項の用水を御杖村の簡易水道に求めるときは、事前に水道管理者と協議し、その承認を得なければならない。また、水道施設に必要な経費は、事業主の負担として村長が指定する業者が施行する。
- 3 事業主は第1項の用水を地下水又はその他に求めるときは、関係地域の住民と協議し、その同意を得るとともに、現に利用している地下水又はその他の用水に影響を生ぜしめないよう、あらかじめ調査を行なうなど万全の措置を講ずることとし、なおその措置にもかかわらず地下水又はその他に用水を求めている既得権者に支障を生じた場合には、事業主の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(し尿処理)

第14条 事業主は開発区域内におけるし尿処理については、原則として汲み取り式若しくは水洗式(し尿浄化槽によるもの)の何れかによるものとする。

- (1) 汲み取り式による場合は、村の指定する業者により汲み取りし、汲み取り料及び村の中継槽使用料を負担しなければならない。

- (2) 水洗式で処理しようとする場合は、生活雑排水を含めて処理し、施設は監督官庁の定める形式基準によらなければならない。また維持管理については、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づくほか、村長の指示に従うものとする。
- (3) 事業主は水質の保全に万全を期すとともに、その排出水の水質は次の基準に適合したものでなければならない。

2 事業主は、前項に定める方法によりがたい場合は、別途村長と協議しなければならない。

(ごみ処理)

第15条 事業主は開発区域内から生ずるごみで村または一部事務組合が収集するゴミ(不燃物のビン・カン類及び可燃物)以外のごみについては、村または一部事務組合が処理施設を設置して収集事業を実施するまでの間は、当該開発区域内において必要な設備を設置し処理しなければならない。

(文化財の保護)

第16条 事業主は、開発事業の計画にあたっては文化財について教育委員会と事前に協議し、教育委員会の指示に従い対策を講じなければならない。

2 事業主は、造成工事中に埋蔵文化財を発見したときは、直ちに工事を中止して保全に努めるとともに、教育委員会に届け出て指示を受けなければならない。

(公害防止)

第17条 事業主は、開発事業により発生する公害については、公害に関する法令等の趣旨及び基準を遵守して、必要な公害防止施設を整備するなど自己の責任と費用負担において関係住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

2 前項の措置を行なつてもなおかつ公害の発生若しくは発生のおそれが生じた場合、または関係住民から苦情があつた場合には、事業主は直ちに誠意をもつて所要の措置を講じるとともに、村長及び関係団体等に協議し、その指示に従うものとする。

(自然の保全と防災措置)

第18条 事業主は、開発事業による自然の破壊の防止に努め、植生の回復、緑地の造成その他自然の保護に必要な措置と、工事実施にあたり崖崩れ及び土砂の流出等の災害のないよう必要な措置を講じるとともに、災害発生に備え緊急資材等の確保に努めなければならない。

(関係法令に基づく手続)

第19条 事業主は、開発地域内の農業振興地域整備計画内の農用地区域、砂防指定地、保安林等の現況を変更しようとするときは、事業着手前に関係官公庁へ所定の手続きを完了しなければならない。

2 事業主は、開発区域が河川法、森林法、自然公園法等の適用を受ける区域内、若しくは区域を含むときも事業着手前に関係官公庁へ手続きをしなければならない。

(国有及び公有財産の手続)

第20条 事業主は、開発区域内に所在する国有及び公有財産について払い下げ、若しくは現状の変更をしようとするときは、事業着手前に利害関係者及び村長と協議し、その手続きは事業主においてしなければならない。

(協定書の締結)

第21条 この要綱に基づく協議結果について合意に達したときは協定書を作成するものとする。

(協定の変更または解除)

第22条 協定書に定めるもののうち、不測の事態等により目的を達成することが著しく困難になつた場合には、村長は事業主と協議のうえ協定書の変更または解除することができる。

(事業着手)

## 16. 関係条例等

第23条 事業主は、第21条の協定書の締結後並びに関係官公庁の許可のあつた後でなければ当該事業に着手してはならない。

(開発事業による被害の補償)

第24条 事業主は、開発事業に起因して生じた開発周辺に対する被害については、その補償の責を負わなければならない。

(立入検査等)

第25条 事業主は、当該開発事業において設置した公共及び公益的施設等について村長の検査を受けなければならない。但し、村長は必要に応じて随時立入調査または検査することができるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、村長がこの要綱に添いがたいと認めたもの及びこの要綱に定めのない事項については、その都度村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成9年6月1日から施行する。

(住宅地等の開発行為に関する指導要綱の廃止)

2 住宅地等の開発行為に関する指導要綱(昭和47年御杖村要綱第1号)は、この要綱の施行と同時に廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日現在、現に開発事業の継続中のもの及び未協議の事業に対してもこの要綱を適用する。

附 則(令和4年12月27日告示第120号)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

様式第1号

協議計画書

協議計画書

[別紙参照]

(様式第1号)

年 月 日

御杖村長

殿

事業主名

連絡先 TEL

## 開発行為に関する協議計画書の提出について

弊社は、御杖村地域開発指導要綱に基づき、別紙のとおり計画書を作成致しましたので協議賜りたく関係書類を添えて提出致します。

提出部数	種類の名称	縮尺	明示すべき事項
2	開発区域位置図	1/25,000 以上	開発区域とその位置(赤枠)、主要道路、主要交通機関からの経路、名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位
2	開発区域図	1/5,000 以上	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)雨水、汚水の放流経路(青線記入)
2	土地公図の写し(法務局)		開発区域の境界(赤枠)民有地以外は色別すること(赤、青道等)
2	土地利用計画平面図	1/1,000 以上	方位、開発区域の境界、工区界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置及び用途、消火栓の位置
2	造成計画平面図	1/500 以上	方位、開発区域の境界、切土(黄色)又は盛土(赤色)をする土地の部分色別、崖擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号、工区界地形(等高線)、宅地の地盤高及び面積
2	造成計画縦横断面図	1/500~1/100 以上	切土(黄色)又は盛土(赤色)をする前後の地盤高、擁壁、崖の位置土量計算書を添付すること
2	道路平面図	1/500	測点
2	道路縦断面図	1/200~1/100	測点、勾配、計画書、地盤高、単距離、追加距離
2	道路横断面図	1/50~1/100	路面、路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配
2	会社概要書及び業務経歴書		
2	法人登記簿謄本		
2	宅地建物取引業の免許証等の写し		
2	納税証明書		
2	開発行為に伴う周辺関係者の同意書		
2	開発行為に関する事業計画書		
2	開発に係る土地の登記事項証明書		
	その他		

※提出部数2部については正副とし、副についてはコピー可とする。

**【御杖村地域防災計画】**

資料編

令和7年3月

〒633-1302

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

御杖村総務課

TEL 0745-95-2001

FAX 0745-95-6800